小山市子ども・子育て支援事業計画



政光くんと寒川尼ちゃんファミリー

平成 27 年 3 月 小 山 市

はじめに

人口減少・少子高齢化が大きな社会問題となっているなか、いずれの自治体も積極的に対策を 講じておりますが、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに不安や孤立感を感 じる家庭も少なくなく、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。小 山市におきましても人口が 16 万 5 千人を超え、県内第2位の都市となり躍進を続ける一方で、 年少人口(15歳未満)の割合は年々減少し、平成21年は 14.5%であったところ、平成26年に は 14.0%となり、少子化は着実に進行しております。

このような状況の中、本市では、平成 17 年に次世代育成支援対策推進法にもとづく「小山市子育て支援等施策基本計画(前期計画)」の策定を経て、平成 22 年には「小山市子育て支援等施策基本計画(後期計画)」を策定し、地域で子どもや子育て家庭を見守り、安心して子育てができる環境整備を進めるとともに、将来の小山市を担うすべての子どもたちが、健やかに生まれ、育成されるよう、家庭・学校・地域社会・関係団体・企業等と連携し、子どもを生み育てやすい豊かな地域社会の実現をめざしてまいりました。

特に、駅利用保護者の保育ニーズに対応した共同ビル内認可保育園をはじめとする保育・学童保育施設の整備及び定員増、こども医療費の小学6年生までの現物給付、幼稚園入園料に対する助成やひとり親家庭学童保育料助成など幅広い子育て支援施策を実施してまいりました。

このたび、「子ども・子育て支援新制度」移行にあたり、子育て支援施策をこれまで以上に計画的に進めるため、「子ども・子育て支援法」に基づく「小山市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画では、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業などのほか、本市の重点課題である子どもの貧困対策に積極的に取り組むため、本市独自に「子どもの貧困撲滅5か年計画」を盛り込みました。

今後、この計画がめざす「元気に安心して暮らせ、育む喜びを感じるまち おやま」の実現に 向けて、より一層の施策を推進してまいります。

結びに、ニーズ調査の実施をはじめ、本計画の策定にあたりまして、多くの市民の皆様や関係者の方々、そして小山市子ども・子育て会議委員の皆様に、大変なご尽力と貴重なご意見をいただきましたことに対し、厚く御礼申し上げるとともに、今後小山市が、安心して子育てができるまちとなるため、より一層のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成27年3月 小山市長 大久保 寿夫

目 次

第1	章 計画の概要	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	子ども・子育て支援新制度の概要	2
3	計画の位置付け	3
4	計画の期間	3
5	計画の対象	3
第2	章 子ども・子育てをめぐる本市の現状	4
1	統計からみた本市の現状	4
	(1) 人口の推移	4
	(2) 出生の動向	5
	(3) 婚姻の動向	6
	(4) 女性の就業状況	7
	(5) 人口推計	7
2	子育て支援サービスなどの現状	8
	(1)保育園(所)・幼稚園の状況	8
	(2) 子育て支援サービスの状況	
	(3) 児童虐待などの現状	. 12
3	ニーズ調査結果からわかる現状	. 13
4	子育て支援等施策基本計画(後期計画)の進捗状況	
	(1) 特定事業の進捗状況	
	(2) 特定事業以外の主な事業の状況	
第3		
1	基本理念	
2	基本的視点	
3	計画の体系	. 29
4	教育・保育提供区域の設定	
第4		
1		
	(1) 幼稚園・認定こども園(1号及び2号認定、3~5歳児)【提供区域:市全域】	
	(2) 保育園(所)など(2号認定、3~5歳児)【提供区域:市全域】	
	(3) 保育園(所)など(3号認定、0~2歳児)【提供区域:市全域】	
	(4) 認定こども園等施設整備量(見込み)	
2	地域子ども・子育て支援事業(必要量の見込み、確保の内容、実施時期)	
	(1) 利用者支援事業【提供区域:市全域】	
	(2) 延長保育事業【提供区域:市全域】	
	(3) 放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ等) 【提供区域・小学校区】	35

	(4) 子育て短期支援事業【提供区域:市全域】38	8
	(5) 乳児家庭全戸訪問事業【提供区域:市全域】39	9
	(6)養育支援訪問事業【提供区域:市全域】39	9
	(7) 地域子育て支援拠点事業【提供区域:市全域】4	0
	(8) 一時預かり事業【提供区域:市全域】40	0
	(9) 病児・病後児保育事業【提供区域:市全域】42	2
	(10) ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業) 就学児	
	【提供区域:市全域】42	2
	(11)妊婦健康診査【提供区域:市全域】4	3
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業4	3
	(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業4	3
3	幼児期の教育・保育の一体的提供及びその推進体制の確保4	4
4	地域・家庭における子育て支援サービスの推進4	5
5	子どもに関する専門的な知識や技術を要する支援と連携4	7
	(1)児童虐待防止対策の充実47	7
	(2) ひとり親家庭の自立支援の推進50	0
	(3) 障がい児施策の充実等55	2
6	職業生活と家庭生活との両立の推進54	4
	(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し54	4
7	次代を担う子どもの健全育成事業の推進55	5
	(1) 放課後子ども総合プラン事業の推進55	5
	(2) 子育てに関わる経済的負担の軽減と医療費の助成59	9
	(3) 子どもを事故や犯罪から守るための活動の推進	0
	(4) 命の育みと尊さを学ぶ機会の充実6	1
	(5) 結婚活動応援事業の推進65	2
8	子どもの貧困対策の推進「子どもの貧困撲滅5か年計画」63	3
第5	章 計画の推進体制と進捗管理78	8
1	計画の推進体制78	8
2	計画の点検・評価などの進捗管理79	9
資料	編 8:	
1	小山市子ども・子育て会議条例82	2
2	小山市子ども・子育て会議委員名簿(平成 26 年度)84	4
3	小山市子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱8	5
4	小山市子ども・子育て支援事業計画策定経過8′	7
5	パブリック・コメントの結果概要88	8
6	おやま生まれのオレンジリボンキャンペーンソング89	9

計画策定の背景と趣旨

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。そして、子どもの健やかな育ちと 子育てを支えることは、社会全体で取組むべき最重要課題の一つであります。

しかし、近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、身近な親族や近隣の住 民から、日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが難しい状況になっています。

さらに、経済状況や企業経営を取り巻く社会情勢は厳しく、若年男性をはじめとする非正 規雇用の割合が高まり、共働き家庭も増加しています。

一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、 女性の出産に伴う離職も多い状況にあります。このような子育て家庭を取り巻く環境の変化 は、就労の有無にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感を高めています。

このような状況の中、国では、子ども・子育て支援が充実した社会を実現するために、平 成 15 年に少子化社会対策基本法や次世代育成支援対策推進法等を制定するなど、総合的な 取り組みがなされてきました。しかし、急速な少子化の進行、子育ての孤立感と負担感の増 加など子育てをめぐる課題はますます増大していることから、平成24年8月には、子ども・ 子育て支援法等の「子ども・子育て関連3法」を制定し、子ども・子育てを支援する新たな 制度を創設しました。加えて、女性が家庭や地域、職場においても個性と能力を発揮し、あ らゆる分野で活躍することにより社会が活性化するよう、国では「すべての女性が輝く社会 づくり本部」を設置して、女性の社会参画・雇用拡大を推進しているところです。

これまで本市では、平成17年3月に、次世代育成支援対策推進法に基づく「小山市子育 て支援等施策基本計画(前期計画)」の策定を経て、平成22年3月には同計画の後期計画を 策定し、「元気に安心して暮らせ、育む喜びを感じるまち(おやま」を基本理念として、次代 の社会を担い、明るい未来をもたらしてくれる子どもたちの子育てを、地域社会全体で応援 することを目標とし、安心して子どもを産み、子育てできるまちづくりを進めてきました。

子どもの育ちや子育てが置かれている環境が大きく変化する中、本市においては、子ども・ 子育て支援法に基づき、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等を 提供するとともに、延長された次世代育成支援対策に係る施策を継続的に推進するために、 「小山市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連 3 法に基づく制度であり、「質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供」とともに、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした制度です。

子ども・子育て関連3法

- 〇子ども・子育て支援法
- 〇就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども 園法)の一部を改正する法律
- 〇子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進 に関する法律(認定こども園法)の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等 に関する法律

子ども・子育て支援新制度のポイント

- ■質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供
 - ・幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ります。
- ■保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 - 保育の場を増やし待機児童等を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。

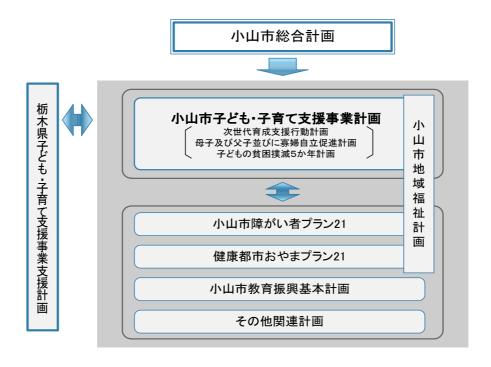
■地域の子ども・子育て支援の充実

すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、学童保育クラブや親子が交流できる拠点の充実を図ります。

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。また、次世代育成支援対策推進法第8 条の規定に基づく「市町村行動計画」及び母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規程に基づく「母子及び父子並びに寡婦自立促進計画」として位置付けるとともに、「子どもの貧困撲滅5か年計画」を包含します。

本計画は「小山市総合計画」を上位計画とし、その他の各種関連計画との整合性を図りながら、市のあらゆる分野で子育て支援策を展開し、子どもを生み育てやすいまちづくりを推進していくための指針となるものです。



4 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。



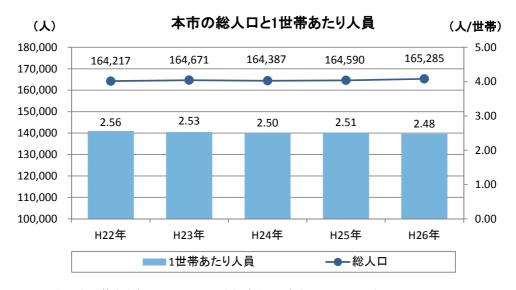
5 計画の対象

障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い 子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育て家庭を対象とします。

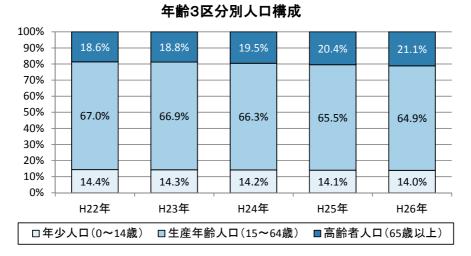
統計からみた本市の現状

(1)人口の推移

本市の総人口は、増加傾向で推移しており、平成26年4月1日現在では165,285人 となっています。また、平成22年以降の年齢3区分別の人口構成をみると、年少人口(0 ~14歳) は 14%台をやや減少傾向で推移しており、平成 26 年時点で 23,090 人(総 人口の 14.0%) となっています。



注) 住民基本台帳人口(外国人登録含む)(各年4月1日現在)



注) 住民基本台帳人口(外国人登録含む)(各年4月1日現在)

(2) 出生の動向

本市の出生数は、増減を繰り返しながら毎年1,500人前後を推移しています。

合計特殊出生率*についても、出生数の増減に伴う推移を示しており、全体的にはやや増加基調で推移しています。全国や県の平均値と比較すると、全体的には全国値より上回っているものの、県平均を下回る傾向で推移しています。



資料:栃木県保健統計年報及び栃木県人口動態統計

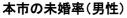


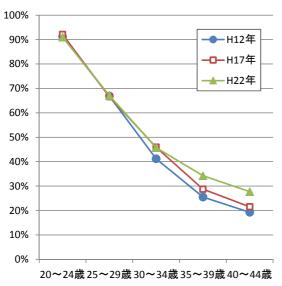
資料:栃木県保健統計年報

※合計特殊出生率: 15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生に産む子どもの数とされる。

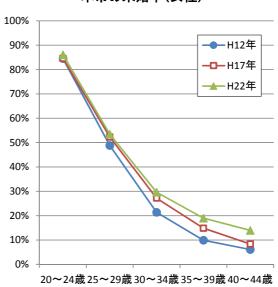
(3)婚姻の動向

国勢調査によると、本市の男性及び女性の未婚率は、平成 12 年から平成 22 年にかけて、男性では 35 歳以降、女性では 30 歳以降において、上昇傾向で推移しています。平成 22 年の 40~44 歳の男性をみると、平成 12 年の 19.3%から 8.4 ポイント上昇し、同年齢階級の女性では、平成 12 年の 6.1%から 7.9 ポイント上昇しています。





本市の未婚率(女性)



男性	20~24 歳	25~29 歳	30~34 歳	35~39 歳	40~44 歳
H12 年	91. 2%	66. 9%	41. 2%	25. 5%	19. 3%
H17 年	92. 1%	66.6%	45. 9%	28. 7%	21.5%
H22 年	91.0%	67. 1%	45. 8%	34. 2%	27. 7%

女性	20~24 歳	25~29 歳	30~34 歳	35~39 歳	40~44 歳
H12 年	84. 5%	48. 8%	21.4%	9. 9%	6. 1%
H17年	84. 6%	52. 3%	27. 2%	14. 8%	8.3%
H22 年	86.0%	53. 4%	29. 6%	19.0%	14. 0%

資料:国勢調査

(4) 女性の就業状況

国勢調査から本市の女性の就業率をみると、20歳代半ばと50歳前後という2つのピークをもついわゆる「M字カーブ」を描いており、出産や育児を機にいったん離職し、育児などが終わってから働き出す女性が多いことがうかがえます。

平成12年から平成22年にかけて、M字カーブの谷の部分が浅くなる傾向があります。

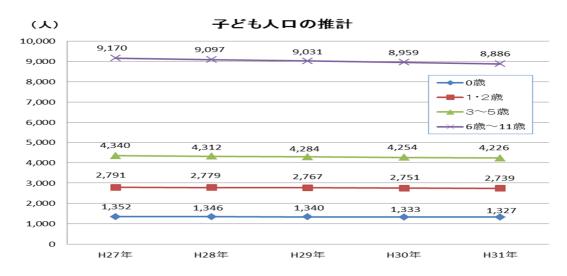


15~19 歳 20~24 歳 25~29 歳 30~34歳 35~39歳 40~44 歳 45~49 歳 50~54 歳 55~59歳 H12 年 13.5% 66.4% 64.5% 52.3% 58.2% 65.9% 69.6% 65.7% 55.6% H17年 15.0% 59.9% 64.5% $56.\ 7\%$ 58.7% 65.3% 70.2% $65.\ 7\%$ 57.8% H22 年 14.0% 59.2% 64.0% 58.7% 60.0% 64.9% 67.9% 66.9% 58.6%

資料:国勢調査

(5)人口推計

本市の未就学児と小学生の平成 27 年から平成 31 年までの人口推計をみると、未就学児及び小学校ともに減少傾向で推移すると予測されます。



資料:コーホート変化率法による人口推計

2 子育て支援サービスなどの現状

(1)保育園(所)・幼稚園の状況

① 保育園(所)入所児童数

	区分	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
	施設数(か所)	13	13	13	12	12
公立	定員(人)	995	965	965	920	920
XM	入所児童数(人)	988	970	971	914	812
	充足率(%)	100. 70	99. 48	100. 63	99. 35	88. 27
	施設数(か所)	20	20	20	22	22
私立	定員(人)	1, 110	1, 160	1, 160	1, 270	1, 290
74.1 <u>7</u>	入所児童数(人)	1, 200	1, 224	1, 224	1, 338	1, 411
	充足率(%)	108. 10	105. 51	105. 52	105. 36	111. 705
	施設数(か所)	33	33	33	34	34
合計	定員(人)	2, 105	2, 125	2, 125	2, 190	2, 210
口前	入所児童数(人)	2, 188	2, 194	2, 195	2, 252	2, 223
	充足率(%)	103. 94	103. 24	103. 29	102. 83	100. 58

資料:こども課(各年4月1日現在)広域受託含む

② 幼稚園入園児童数

	区分	H22年	H23 年	H24 年	H25年	H26年
	施設数(か所)	20	20	20	20	20
私立	定員(人)	3, 955	3, 955	3, 955	3, 955	3, 955
477 77	入園児童数(人)	2, 991	3, 035	3, 024	2, 971	2, 921
	充足率(%)	75. 6	76. 7	76. 4	75. 1	73. 8

資料:こども課(各年5月1日現在)

参考 未就学児の施設等利用状況

区分 人口		施設利用状況(人)					
		幼稚園	保育園(所)	認可外保育施設	家庭内保育		
0 歳~2 歳	4, 395		960	102	3, 333		
3 歳~5 歳	4, 521	2, 921	1, 263	82	255		

※人口・保育園(所) ・認可外保育園: H26 年 4 月 1 日現在 幼稚園: H26 年 5 月 1 日現在

(2)子育て支援サービスの状況

① 延長保育事業

保育園(所)において、通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育時間を延長して乳幼児の預かりを行う事業です。

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実施施設数(か所)	25	25	25	25	27
利用人数(人)	990	1, 045	893	904	978

資料:こども課(各年度3月31日現在)

② 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了 後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

区分	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
実施施設数(か所)	50	50	52	55	56
入所児童数(人)	1, 344	1, 343	1, 364	1, 391	1, 467

資料:こども課(各年5月1日現在)

③ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(ショートスティ事業)です。

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実施施設数(か所)	1	1	1	1	1
延べ利用人数(人)	21	39	39	22	19

資料:子育て・家庭支援課(各年度3月31日現在)

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
訪問者数(人)	1, 293	1, 385	1, 385	1, 294	1, 387

資料:健康増進課(各年度3月31日現在)

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を 行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
訪問者数(人)	312	265	241	218	226

資料:子育て・家庭支援課(各年度3月31日現在)

⑥地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実施施設数(か所)	8	10	10	8	9
月平均延利用人数(人)	931	932	790	1, 004	1, 285

資料:こども課(各年度3月31日現在)

⑦ 一時預かり事業

保護者が仕事、疾病、用事等の理由により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育園(所)等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
実施施設数(か所)	25	24	24	24	26
延べ利用人数(人)	9, 221	9, 438	7, 241	7, 884	10, 814

資料:こども課(各年度3月31日現在)

⑧ 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時 的に保育する事業です。

区分		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
病児	実施施設数(か所)			1	1	1
児	延べ利用人数(人)			95	228	300
病	実施施設数(か所)	2	2	2	2	2
病 後 児	延べ利用人数(人)	197	237	181	149	133

資料:こども課(各年度3月31日現在)

⑨ ファミリー・サポート・センター

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

区分		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
活動件数	(延べ件数)	2, 660	3, 277	3, 277	2, 996	3, 652
	依頼会員	425	459	493	534	586
△□₩	提供会員	102	113	117	118	124
会員数	両方会員	76	83	81	92	99
	合計	603	655	691	744	809

資料:子育て・家庭支援課(各年度3月31日現在)

⑩妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

区分	H21 年度	H22年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
受診者数(人)	1, 524	1, 535	1, 415	1, 457	1, 477

資料:健康增進課(各年度3月31日現在)

(3)児童虐待などの現状

① 家庭児童相談室への相談件数

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
来庁	278	279	364	335	370
家庭訪問	668	635	579	500	614
電話	969	804	817	773	1259
関係機関との調整	1, 666	2, 166	2, 006	1, 524	1, 669
学校訪問	204	240	179	149	332
その他	203	321	326	527	335
合計(件)	3, 988	4, 445	4, 271	3, 808	4, 579

資料:子育て・家庭支援課(各年度3月31日現在)

② 児童虐待認知件数

区分		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
件数		38	50	39	73	66
	身体的虐待	11	14	18	30	26
内	心理的虐待	13	19	8	23	15
訳	ネグレクト	12	14	13	19	22
	性的虐待	2	3	0	1	3

資料:子育て・家庭支援課(各年度3月31日現在)

3 ニーズ調査結果からわかる現状

本計画の策定に向けて、幼稚園・保育所・学童保育室などの教育・保育・子育て支援を計画的に整備するために、市民の利用状況や利用希望を把握することを目的とした、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

■調査期間

平成 25 年 11 月 1 日(金) ~ 平成 25 年 11 月 22 日(金)

■調査対象者

市内在住のO歳から5歳(就学前児童)、小学1年生から小学4年生(小学生)の子どものいる世帯を対象に調査を実施。

■調査結果

区分	配布枚数	回収数	回収率
就学前児童	2, 200 件	1, 034 件	47. 0%
小学生	1,571件	1, 365 件	86. 9%
計	3,771件	2, 399 件	63. 6%

ニーズ調査結果の活用

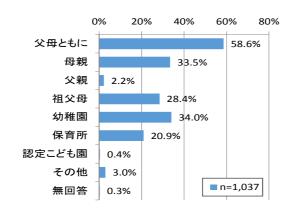
- ① 国必須設問を中心とした「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の実施
- ② 国配布のワークシートにより、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を算出
- ③ 本市のこれまでの事業実績、地域の状況や算出したニーズ量を検証し、本市の各事業の量の見込みを設定
- ④ 本市の各事業の量の見込みに応じた整備計画を策定

(1) 子どもの育ちをめぐる環境

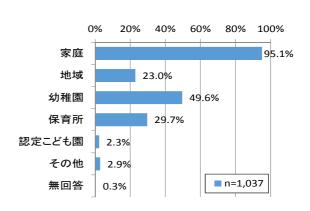
①子育てや教育に日常的に関わっている方、もっとも影響する環境

子育てや教育に日常的に関わっている方は、「父母ともに」の割合が58.6%と最も高く、次いで「幼稚園」が34.0%、「母親」が33.5%となっています。また、子育てや教育にもっとも影響する環境では、「家庭」の割合が95.1%と最も高く、「幼稚園」が49.6%で続いています。

▲日常的に関わっている方



▲もっとも影響する環境

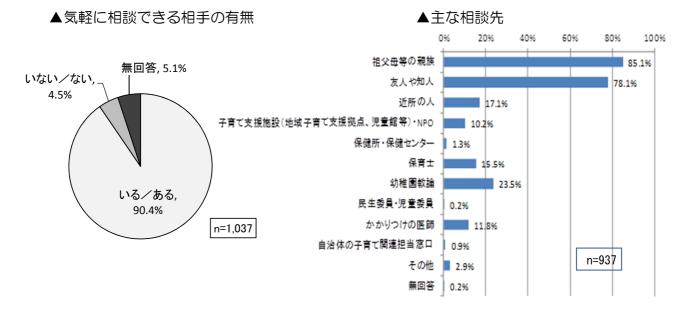


※グラフはともに複数回答でグラフ中凡例 n は回答者数(以下同様)。

②子育てや教育をする上での相談相手の有無

子育てや教育をする上で気軽に相談できる相手の有無は、「いる/ある」の割合が90.4% と高い中、「いない/ない」の割合は4.5%となっています。

また、主な相談先は、「祖父母等の親族」や「友人や知人」など身近な人の割合がいずれ も8割前後と高く、「幼稚園教諭」の割合も2割を超え比較的高くなっています。

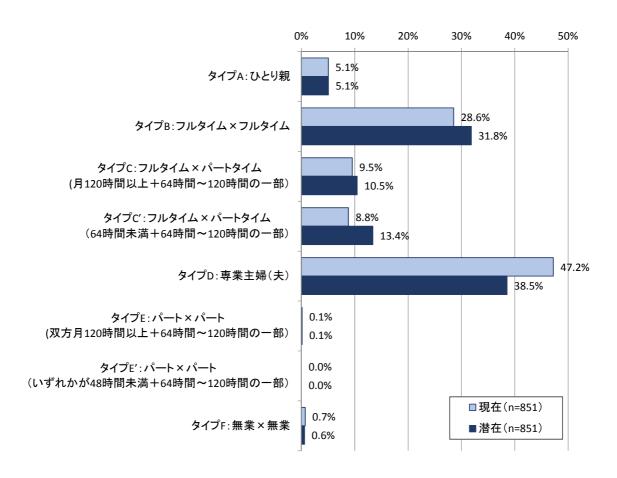


(2) 保護者などの就労の状況

下のグラフは、今回の調査結果により父母の就労状況の組み合わせ(家庭類型)を示したものです。

現在の家庭類型では、「専業主婦(夫)」の割合が約5割と高く、「フルタイム×フルタイム」についても28.6%と比較的高くなっています。

今後の就労希望などを勘案した潜在の家庭類型では、「専業主婦(夫)」の割合がやや減少し、「フルタイム×フルタイム」「フルタイム×パートタイム」などの共働き世帯がやや増加しています。



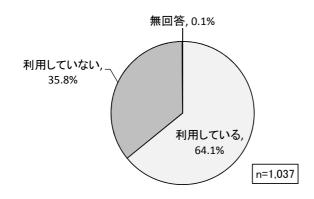
※グラフ中、「現在」は現在の就労状況、「潜在」は今後の就労希望を勘案した割合となっている。

※グラフ中、パートタイムの時間区分は、新制度による保育の必要性の認定の際、保育時間(保育標準時間と 保育短時間)を定める指標となるもので、本市では、120時間は保育標準時間の下限、64時間は保育短時間 の下限としている。

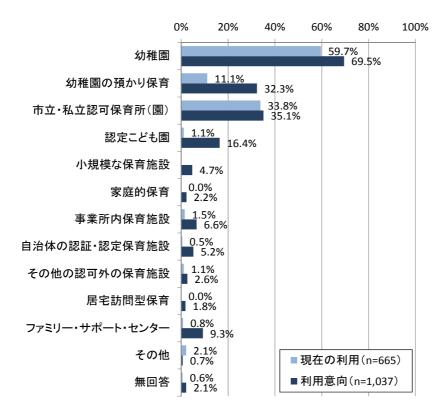
(3)教育・保育の利用状況と利用意向

幼稚園や保育園(所)などの定期的な教育・保育の利用状況は、「利用している」が64.1%に対し、「利用していない」が35.8%となっています。また、現在利用している教育・保育の種類では、「幼稚園」の割合が59.7%と過半数を超え高く、次いで「市立・私立認可保育園(所)」が33.8%となっています。さらに、今後の利用意向では、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」などの割合が現在に比べ増加しています。

▲幼稚園や保育園(所)などの定期的な教育・保育の利用



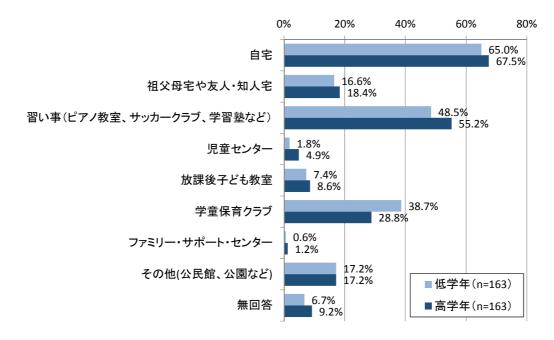
▲教育・保育の利用状況と利用意向



※グラフはともに複数回答

(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方

小学校就学後の放課後の過ごし方は、低学年では「自宅」「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」や「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合がそれぞれ4割弱から6割強と高くなっています。また、高学年では、「自宅」「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」などの割合が低学年に比べやや増加し、「学童保育クラブ」の割合が減少しています。

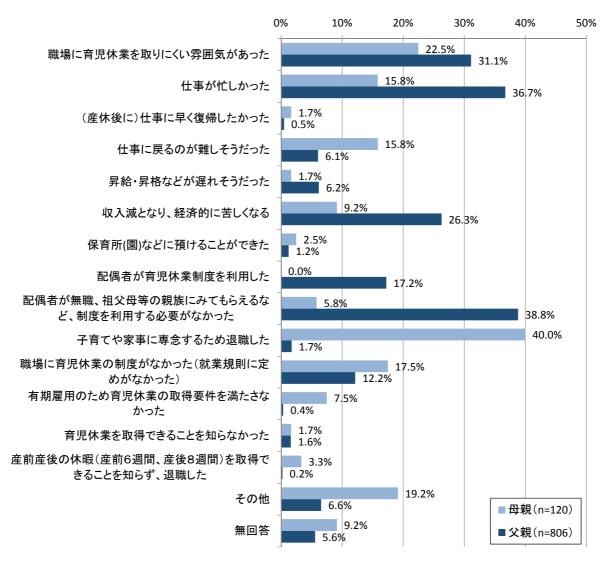


※グラフは5歳児のみの設問で、複数回答



(5) 育児休業を取得していない理由

育児休業を取得していない理由は、「母親」では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が40.0%と高く、「父親」では、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった(31.1%)」「仕事が忙しかった(36.7%)」「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった(38.8%)」の割合がそれぞれ3割を超え高くなっています。



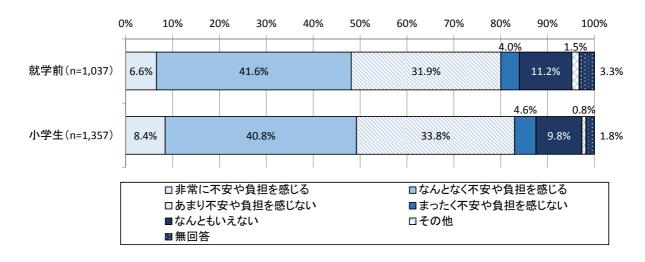
※グラフは複数回答

(6) 子育てに関する不安や悩み

子育てに関する不安や悩みの有無では、就学前、小学生の保護者ともに、「非常に感じる」 「なんとなく感じる」の合計割合が約5割と高くなっています。

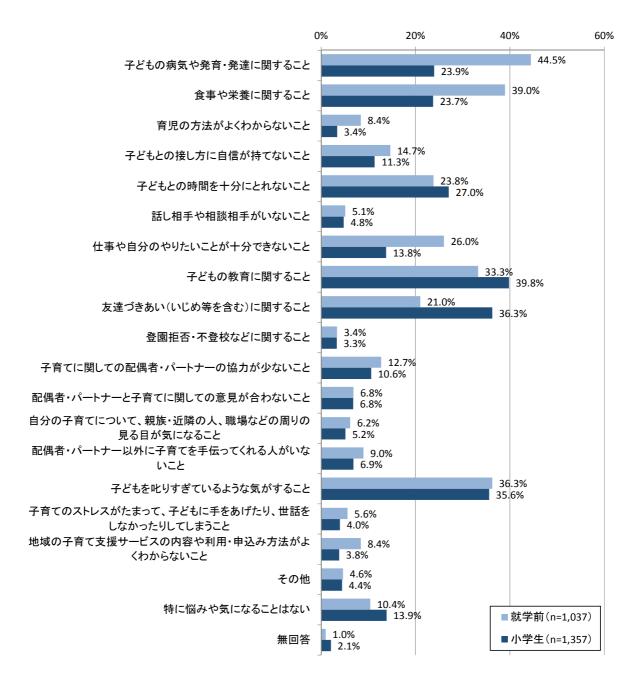
また、子育てに関して日頃悩んでいることについては、就学前の保護者では、「子どもの病気や発育・発達に関すること(44.5%)」「食事や栄養に関すること(39.0%)」「子どもの教育に関すること(33.3%)」「子どもを叱りすぎているような気がすること(36.3%)」の割合がそれぞれ 4 割前後と高く、小学生の保護者では、「子どもの教育に関すること(39.8%)」「友達づきあい(いじめ等を含む)に関すること(36.3%)」「子どもを叱りすぎているような気がすること(35.6%)」がそれぞれ3割強と高くなっています。

▲子育てに関する悩みや不安感の有無





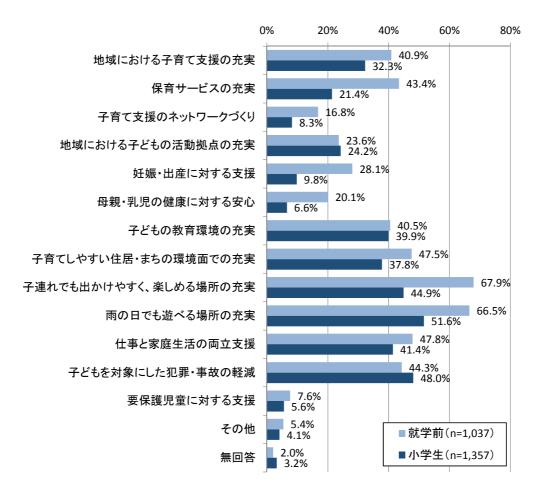
▲子育てに関して日頃悩んでいること



※グラフは複数回答

(7) 子育てをするうえで必要な支援策

子育てをするうえで必要な支援策については、就学前では、「子連れでも出かけやすく、楽しめる場所の充実(67.9%)」「雨の日でも遊べる場所の充実(66.5%)」の割合がそれぞれ 6 割を超え高く、小学生では、「雨の日でも遊べる場所の充実(51.6%)」「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減(48.0%)」がそれぞれ 5 割前後と高くなっています。



※グラフは複数回答

4 子育て支援等施策基本計画(後期計画)の進捗状況

(1)特定事業の進捗状況

本市の子育て支援等施策基本計画(後期計画)における特定事業の進捗状況は以下の通りです。

子育て支援サービス	平成 26 年度 目標事業量	平成 26 年度 実績見込み
①通常保育事業	2, 300 人 35 か所	2, 220 人 34 か所
②延長保育事業	25 か所	27 か所
③夜間保育事業	1 か所	1 か所※
④休日保育事業	100 人 2 か所	204 人 1 か所
⑤病児・病後児保育事業	2 か所	3 か所
⑥放課後児童健全育成事業	1, 510 人 52 か所	1, 467 人 56 か所
⑦地域子育て支援拠点事業	11 か所	8 か所
⑧子育てひろば	7 か所	7 か所
⑨一時預かり事業	延べ 18, 500 人 25 か所	延べ 10, 911 人 26 か所
⑩子育て短期支援事業(ショートステイ)	1 か所	2 か所
⑪ファミリー・サポート・センター事業	1 か所	1 か所
⑫子育て支援総合センター	1 か所	1 か所

[※]特定事業とは、国が保育事業など子育て支援策において重要な事業を選び、市町村が地域行動計画を策定する際に、具体的な数値目標を設定することとした事業。

[※]夜間保育事業は、夜10時までの延長保育を実施している認可保育園1か所を計上

(2) 特定事業以外の主な事業の状況

次世代育成支援行動計画(後期計画)においては、特定事業以外に基本目標に沿ったそれぞれの事業を推進しています。

重点事業(特定事業除く)の平成25年度の進捗状況や課題等は以下の通りです。

分野 I 子育てをしているすべての親が安心して子育てを楽しむために

【父親のための子育て講座の開催】

父親の育児参加を推進し、「子育てパパ」を応援するもので、引き続き、子育てに関心を 持ち、子どもと楽しく関わろうとする気持ちを育む内容を企画していきます。

平成 25 年度 2 回実施 参加者数 1 回目:9 組(25 人)、2 回目:12 組(25 人)

【託児ボランティアの派遣と養成】

託児ボランティ養成講座を実施しました。市民活動センターは、多くのボランティア団 体や個人の方々に登録をいただき、中間支援施設として機能を発揮しています。

平成 25 年度 講座参加者数 約 20 人 登録者数 51 人

【放課後子どもプラン事業の推進】

「放課後子ども教室推進事業」として、間々田小放課後子ども教室「間小っ子ふれあいひろば」、乙女小放課後子ども教室「乙女っ子なかよし広場」、豊田北小放課後子ども教室「豊北まなびの居場所」を開設しています。放課後子ども教室を通じて、異年齢児童および地域の大人との交流が生まれ、地域の子育て意識の高揚に貢献しており、毎年実施するアンケートでは児童のみならず保護者や地域住民から高い満足を得ております。主な課題はスタッフ・ボランティアの人材確保と、引き続き新たな教室開設についての調査・検討です。

分野Ⅱ 働きながらでもゆとりをもって子育てをするために

【医療費の助成】

「こども医療費助成」の対象年齢を中学校3年生まで拡大しており、平成25年度から現物給付の年齢を拡大し、3歳以上小学校6年生までのこどもも、小山市内の医療機関において現物給付が受けられるようになりました。より多くのこどもの病の早期発見・早期治療を促すと共に、保護者の経済的負担の軽減に寄与してまいります。

年度	助成対象者数(人)	助成件数(件)
25	25,373	311,420

【不妊治療費助成制度】

国内医療機関での不妊症に係る保険診療適用外の検査費及び診療費を、一定の要件を満たす方を対象に請求に基づいて助成しています。不妊治療に関しては、ほとんどが保険適用外で金額も高額となることが多く、申請件数は年々増加しています。さらに本事業を周知し、妊娠出産を望む方のサポートを行っていきます。

年度	申請者数(人)	助成件数(件)	妊娠件数(件)	
25	157	156	57	

【保育所整備計画の検討】

平成27年4月より施行する予定の「子ども・子育て支援新制度」に伴う私立幼稚園の認定こども園への移行や認可保育園の整備について、「小山市子ども・子育て会議」に図りながら、検討しています。引き続き、私立幼稚園の認定こども園への移行等を推進し、増加する保育需要に対応します。

【幼稚園での預かり保育の実施】

幼稚園において、園児を対象に、通常の保育時間終了後や夏休み等の長期休業中に預かり保育を実施するもので、保護者への負担軽減として、平日200円、長期休業日(夏休み等)300円を、月15日を限度として幼稚園に助成金を交付しています。当事業は、幼稚園就園の奨励に加え、保育園(所)の保留児童の緩和への貢献が期待されることから、各施設にて保護者ニーズにあわせ、今後も継続して実施していきます。

年度	実施施設数(園)	利用延人数(人)
25	20	80,450

分野Ⅲ 命を育むことに夢と希望を持てる親となるために

【妊婦一般健康診査助成の充実】

平成23年度に1回目19,000円から20,000円、8回目9,000円から11,000円、11回目8,000円から9,000円に公費拡大し、助成回数14回、総額95,000円の助成を実施しています。

年度	助成回数(回)	対象者数 (人)	第1回 (人)	受診率 (%)	第2回 (人)	受診率 (%)	第3回以降(人)	受診率 (%)
25	14	1,545	1,477	95.6	1,475	95.5	14,342	77.4

【保健指導・乳幼児健診等の充実と相談体制の整備】

「乳幼児健診・健康相談」

乳児健康診査(4~6ヶ月児)、9ヶ月児健康相談、1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康

診査、5歳児(年中児)健康相談を実施しました。未受診ケースについては、子育で・家庭支援課と連携し、育児支援家庭訪問員による訪問で受診勧奨をしてもらい、受診や支援につながったケースも多くあります。各健診・健康相談の内容充実を図り、今後も未受診者への支援・健診後のフォローの強化を行っていきます。

平成25年度の健診等受診率(%)

乳児健診	9か月児 健康相談	1歳6か月児 健診	3歳児健診	5歳児健康相談
96.9	95.3	97.1	95.5	92.6

「妊産婦・新生児訪問」

産後(出生後)概ね1ヶ月以内というこんにちは赤ちゃん訪問よりも早い時期に訪問することで、退院直後の不安の多い時期に、医療専門職の視点で悩みの傾聴・相談・子育て支援の情報提供を行い、育児不安の軽減等母親への精神的な支援を行うことができていると考えます。

年度	訪問実件数(件)	訪問延べ件数(件)
25	56	58

「赤ちゃん訪問」

生後2~4か月の乳児がいる全家庭を母子保健訪問指導員(助産師)や保健師が訪問するもので、家庭背景や保護者・児の状況に合わせて母子保健・子育て支援に関する情報提供を行うことができます。また、保健師・助産師といった専門職が訪問し、乳児の発育発達の確認を行い、保護者の気持ちを丁寧に汲み取りながら育児相談に応じることで、保護者の育児不安の軽減につながっています。

年度	対象者数(人)	訪問数(人)	訪問率(%)
25	1,497	1,387	92.7

【近隣の市町、医療機関との連携のもとに取り組む小児医療の充実】

「小山地区夜間休日急患センター」

小山医療圏(小山市、下野市、野木町、上三川町)の初期救急を要する患者を対象に、 年間365日夜間及び休日において診療をしています。年々利用者が増える中その6割近 くが小児患者であり、時間外の急な病気や怪我に対するニーズの高さがうかがえるととも に、小児初期救急患者に対しての活用が順調にされています。

「小児救急医療支援事業」

初期救急医療機関からの紹介や救急車による搬送により入院治療を必要とするような二次救急相当の小児患者を対象に、新小山市民病院(休日昼間帯)、自治医科大学附属病院(毎日夜間)において受入をしています。これにより、入院を要するような小児救急患者に対し

ても受け入れ態勢が確保され、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりの推進に貢献しています。今後も小山地区救急医療対策協議会において、小児救急医療を含めた救急医療体制の更なる充実を図るため検討を進める他、市民に対して救急医療の啓発を実施していきます。

	小山地区夜間休日急患センター			小児救急医療支援事業(人)		
年度	総件数(人)	内小児数 (人)	小児割合 (%)	新市民病院	自治医科大学	合 計
25	9,037	5,390	59.6%	390	3,020	3,410

【障がい児とその家族への支援】

「日中一時支援事業」、「障害児通所支援」

利用回数等の増加が見込まれることから、利用可能施設を増やすことが望まれます。

日中一時支援事業実績

年度	利用者数(人)	利用件数(件)	1人当りの 月平均利用回数	契約件数(か所)
25	119	9,052	6.3 回/月	27

障害児通所支援実績

平成 25 年度 市内・近隣市町施設利用障がい児数

児童発達支援162名、放課後等デイ95名

「のびっこクラス」

1歳6ヶ月児健診時に児へのかかわり方に悩んでいる保護者、また周囲との交流が比較的少なく子育でに悩んでいる保護者を対象に、保育士による親子遊び、保護者のグループワーク、心理の先生の講話等を実施しています。子どもの発達に合わせた具体的なアドバイスがもらえるため、終了時のアンケートからも高い満足度が得られました。

平成25年度 1コース2回 年間4コース実施 参加者数(親子):延べ74組「二次健診」

心身障がいの早期発見・対応、発育発達に何らかの課題がある児への支援の場として、 専門家(小児神経専門医、心理判定員・相談員・作業療法士)による相談を実施しています。専門家の助言が必要なケースが、この事業を利用できるよう、保護者の精神的葛藤を 考慮した支援に努めるとともに、児に関わる関係者・市内幼児施設等との連携を深めなが ら、発達支援の場として事業を実施していきます。年間12回実施

年度	実人数(人)	新規受診者(人)	延べ人数(人)
25	121	81	146

「くるみくらぶ」

心身の発達に課題を抱える児を育てていく中での精神的不安や悩み等について情報交換し、親同士の悩みの共有の場を作り、自助活動の支援をしています。平成25年度から「くるみのママ達の学校紹介」を実施し、就学先に悩む親に対して会員が相談にのっています。新たな試みでしたが、実際に支援学級や支援学校に通う親から話を聞ける良い機会になりました。次年度に向けての話し合いでは、実施回数を増やす等活動への前向きな意見が多く出されました。

平成 25 年度 年間 8 回実施 参加人数 (会員外含む) 88 人

【虐待等防止対策の推進】

「小山市要保護児童対策地域協議会」

代表者会議、進行管理会議や実務者会議(個別ケース検討会議)を開催しています。個別ケースについての情報共有と支援方針の確認・役割分担を行いネッワークを強化し対応しています。引き続き連携強化を図っていきます。

代表者会議 毎年4回開催 ・進行管理会議 毎年4回開催 実務者会議 (個別ケース検討会議) 平成25年度実績15回

「児童虐待防止啓発事業」

「児童虐待に関するシンポジウム」や「おやま生まれのオレンジリボンたすきリレー」を開催しています。「おやま生まれのオレンジリボンたすきリレー」開催により、児童虐待防止啓発運動を小山市から他県、全国へと発信することで、点から線への活動として広げています。今後もさらに児童虐待防止への関心を高めることを目的として開催し、栃木県内さらに全国へと活動の線を伸ばしていこうと考えます。

「育児支援家庭訪問事業」

育児支援家庭訪問員を配置し、児童虐待の未然防止ということを視野に、育児不安を抱えて孤立しがちな乳幼児を子育て中の家庭に訪問し、育児手技の指導をしたり、母親の子育ての悩み相談に対応したりしています。メンタル的な負担を抱えている母親もおり、関係機関との連携を密にしていきます。家事・育児援助等を行う養育支援員派遣は母子寡婦福祉連合会に委託し実施しています。養育支援員派遣事業は、利用希望者の増加が見込まれており、支援員の育成にも努めていきたいと考えています。

年度	訪問件数(件)	養育支援員派遣件数(件)
25	824	8

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

元気に安心して暮らせ、育む喜びを感じるまち おやま

「子ども・子育て支援新制度」では、市町村は、子ども・子育て支援の実施主体として、 質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に推進 することが求められています。

小山市は、上位計画である「小山市総合計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「小山市子育て支援等施策基本計画」に掲げられているテーマを、本計画の基本理念及び基本的視点として引き継ぎ、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

さらに、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないように、子どもの貧困 対策にも5か年計画として盛り込み推進します。

2 基本的視点

I 子育てをしているすべての親が安心して子育てを楽しむために

子育て支援の拠点として、子育て支援総合センターを始め子育て支援相談室「ほほえみ」 や地域子育て支援センターを中心に子育ての情報提供や相談を充実し、保護者の負担軽減と 仲間と楽しく子育てができる環境づくりを進めます。また、地域で安心して子育てをするために、認定こども園の普及や学童保育の充実を図るとともに、交通安全や防犯のための取り 組みを推進します。

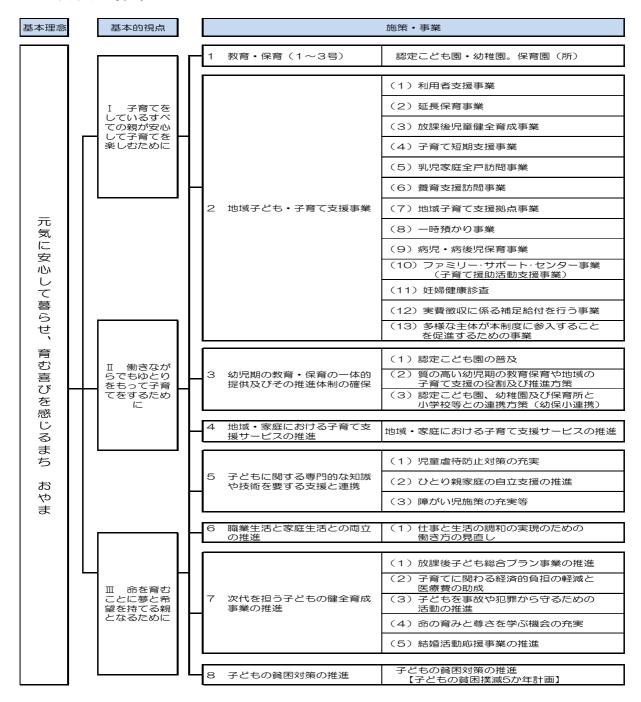
Ⅱ 働きながらでもゆとりをもって子育てをするために

保護者のニーズに対応した各種保育サービスやファミリー・サポート・センター等の子育 て支援の体制を充実します。また、職場等におけるワーク・ライフ・バランスを推進し、男 女が共に働きやすい職場環境づくりの実現をめざします。近年では母子家庭等のひとり親家 庭が増加傾向にあり、その就労や生活面での自立に向けた支援を推進します。

面 命を育むことに夢と希望を持てる親となるために

将来の小山市を担う子どもたちの健全な育成に向けて、命を育むことに夢と希望を持てるよう学習の機会の充実を図ります。また、児童虐待の未然防止や障がいのある子どもの健全な発達の支援に取り組むとともに、子どもの貧困撲滅に向けて、総合的な貧困対策を推進します。さらに、男女ともに未婚率が上昇傾向で推移していることから、結婚を考えている男女の出会いの機会を広げる取組みも推進します。

3 計画の体系



4 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の 整備状況等を総合的に勘案し設定するもので、その区域ごとに「量の見込み」「確保方策」を 計画します。

- ○教育・保育の提供区域は、市全域を1区域とします。
- 〇地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、放課後児童健全育成事業については小学校区、それ以外の事業は市全域を1区域とします。

第4章 計画の推進方策

1 教育・保育(必要量の見込み、確保の内容、実施時期)

(1) 幼稚園・認定こども園(1号及び2号認定、3~5歳児)【提供区域:市全域】

1)量(利用児童数)の見込みの算出根拠

- ○平成 26 年度の 3~5 歳児の幼稚園への入園児数は 2,921 人となっており、定員 3,955 人に対し 73.9%の充足率となっています。
- ○実績及びニーズ調査の利用意向により量(利用児童数)の見込みを設定します。

2)量(利用児童数)の見込みと確保の内容

○現状の定員は、量の見込みを上回っている状況です。

(単位:人)

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①利/	用児童数の見込み	3, 012 (805)	2, 992 (799)	2, 973 (795)	2, 952 (789)	2, 933 (784)
2	教育・保育(1号認定)	504	994	1, 544	1, 544	1, 544
②確保方策	教育・保育(2 号認定) 教育の利用希望が強い	0	88	239	249	258
策	確認を受けない幼稚園	2, 605	1, 980	1, 345	1, 345	1, 345
2-1		97	70	155	186	214

(参考) H26 年度定員: 3,955 人 ※表中() 内は、2 号認定内数

※教育・保育(1号認定)は、認定こども園(幼稚園部分)、幼稚園

※教育・保育(2号認定)は、保護者の就労等により2号認定対象者であるが、幼稚園等の教育の希望が強いもの →確保方策は、幼稚園の機能をあわせ持つ認定こども園(保育所部分)または幼稚園により確保する。

(2)保育園(所)など(2号認定、3~5歳児)【提供区域:市全域】

1)量(利用児童数)の見込みの算出根拠

- ○平成 26 年 5 月の年度の 2 号認定(3~5 歳児)の保育園(所)への入所児童数は 1,276 人となっており、2 号認定定員 1,171 に対し 109.0%の入所率となっています。
- 〇平成 27 年度以降の量(利用児童数)の見込みは、平成 26 年度の利用児童数よりも上回っている状況です。

2)量(利用児童数)の見込みと確保の内容

○認定こども園や認可保育所を整備し、量の確保に努めます。

(単位:人)

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①利用児童数の見込み		1, 376	1, 367	1, 358	1, 348	1, 339
②確保方策	教育•保育**	1, 222	1, 367	1, 358	1, 348	1, 339
方策	地域型保育	0	0	0	0	0
2-1		▲154	0	0	0	0

(参考) H26 年度定員: 1,187 人

※教育・保育は、認定こども園(保育所部分)、保育園(所)



(3)保育園(所)など(3号認定、0~2歳児)【提供区域:市全域】

1)量(利用児童数)の見込みの算出根拠

- ○平成26年5月の3号認定(○~2歳児)の保育園(所)への入所児童数は、○歳児が 155 人、1・2 歳児が861 人、合計1,016 人となっており、3 号認定定員1,049 人に対し 96.9%の入所率ですが、途中入所が多いことから、25 年度末の実績では 115.6%の入所率となっていました。
- 〇二ーズ調査による利用意向は、平成 25 年度の利用児童数よりも上回っている状況で す。

2)量(利用児童数)の見込みと確保の内容

(単位:人)

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①利用児童数の見込み		1, 392 (325)	1, 387 (324)	1, 381 (323)	1, 373 (321)	1, 366 (319)
②確	教育•保育	1, 080 (229)	1, 227 (273)	1, 365 (319)	1, 395 (329)	1, 395 (329)
②確保方策	地域型保育	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
2-1)	▲312(▲96)	▲160(▲51)	▲16(▲4)	22 (8)	29 (10)

(参考) H26 年度定員: 1,033 人(0 歳:224 人、1·2 歳 809 人)

※教育・保育は、認定こども園、保育園(所)

※表中()内は0歳児の内数。

(4) 認定こども園等施設整備量(見込み)

■各年度における整備量(見込み)

(単位:か所) H27 年度 H28 年度 H29 年度 H30 年度 H31 年度 認定こども園 1 12 12 12 7 7 幼稚園 19 10 7 33 31 32 保育園 (所) 33 33 53 50 51 合計 52 52

※参考 平成 26 年度施設数 認定こども園 0園、幼稚園 20園、保育園(所) 34園 計54園 ※幼稚園の減少は、認定こども園移行への移行(12 か所)及び廃園予定(1 か所)による。

※保育園(所)の増減は、幼稚園併設保育園の認定こども園移行(3 か所)及び保育園新設予定(2 か所)による。

※幼稚園等の認定こども園移行は、計画策定時点の見込みであり、各施設の検討状況により変動します。

【総括表】教育・保育の量の見込みと確保方策

						確保方策				
年度		区分	利用対象施設	利用児童 数見込み	教育・保育 (認定こども園・ 幼稚園・ 保育所)	確認を受けない幼稚園	地域型 保育	小計	差	31
- T	1号		幼稚園、認定こども園(1号)	2,207	504	2,605		3,109	902	97
平成	2号	教育希望	幼稚園、認定こども園(2号)	805					▲ 805	31
2	27	上記以外	保育園(所)、認定こども園(2号)	1,376	1,222			1,222	▲ 1	54
7	3号	0歳	保育園(所)、認定こども園(3号)	325	229			229	A 9	96
年度	יי	1•2歳		1,067	851			851	▲ 2	16
^			小計	5,780	2,806	2,605		5,411	▲ 3	69
- T	1号		幼稚園、認定こども園(1号)	2,193	994	1,980		2,974	781	
平成	2号	教育希望	幼稚園、認定こども園(2号)	799					▲ 799	70
2	27	上記以外	保育園(所)、認定こども園(2号)	1,367	1,455			1,455	88	
8	3号	0歳	保育園(所)、認定こども園(3号)	324	273			273	A !	51
年度	יל	3号 保育園(所)、認定ことも園(3号) 1・2歳		1,063	954			954	▲ 1	09
^~	小計		5,746	3,676	1,980		5,656	A 9	90	
3	1号		幼稚園、認定こども園(1号)	2,178	1,544	1,345		2,889	711	
平成	2号	教育希望	幼稚園、認定こども園(2号)	795					▲ 795	155
2	25	上記以外	保育園(所)、認定こども園(2号)	1,358	1,597			1,597	239	
9	3号	0歳	保育園(所)、認定こども園(3号)	323	319			319		4
年度	5 5	1・2歳	休月圏(別/、総化ことも圏(35/	1,058	1,046			1,046	•	12
/2			小計	5,712	4,506	1,345		5,851	13	9
_	1号		幼稚園、認定こども園(1号)	2,163	1,544	1,345		2,889	726	
平成	2号	教育希望	幼稚園、認定こども園(2号)	789					▲ 789	186
3	<u> </u>	上記以外	保育園(所)、認定こども園(2号)	1,348	1,597			1,597	249	
0	3号	0歳	保育園(所)、認定こども園(3号)	321	329			329	8	
年度	ין י	1•2歳	休月圏(別/、総化ことも圏(35/	1,052	1,066			1,066	14	ļ
IX.	小計		5,673	4,536	1,345		5,881	20	8	
_	1号		幼稚園、認定こども園(1号)	2,149	1,544	1,345		2,889	740	
平成	2号	教育希望	幼稚園、認定こども園(2号)	784					▲ 784	214
3	4万	上記以外	保育園(所)、認定こども園(2号)	1,339	1,597			1,597	258	
1	3号	0歳	保育園(所)、認定こども園(3号)	319	329			329	10)
年度	い万	1・2歳	休月風 (別)、総正しても風(3号)	1,047	1,066			1,066	19	
及			小計	5,638	4,536	1,345		5,881	24	3

※2号(教育希望)は、保育認定対象者であるが、幼稚園等の教育の利用希望が強い方であり、確保方策は幼稚園または幼稚園の機能をあわせ持つ認定こども園により確保します。

認定区分

【1号認定】 教育標準時間認定 (利用先:幼稚園、認定こども園)

【2号認定】 満3歳以上・保育認定 (利用先:保育所、認定こども園)

【3号認定】 満3歳未満・保育認定 (利用先:保育所、認定こども園)

2 地域子ども・子育て支援事業(必要量の見込み、確保の内容、実施時期)

(1) 利用者支援事業【提供区域:市全域】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

1)量(事業か所数)の見込みの算出根拠

〇現在、子育て支援相談室「ほほえみ」で利用者支援事業として、情報の提供や相談を 実施しています。

2)量(事業か所数)の見込みと確保の内容

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
事業か所数の見込み(か所)	1	1	1	1	1
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

(2) 延長保育事業【提供区域:市全域】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園(所)において保育を実施する事業です。

1)量(利用児童数)の見込みの算出根拠

- ○平成 25 年度の利用実績は、27 か所で実施し、年間の実利用人数が 978 人となっています。
- 〇二ーズ調査による利用意向により量(利用児童数)の見込みを設定します。

2)量(利用児童数)の見込みと確保の内容

○認定こども園や保育園の整備による実施施設の増加を図ります。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
利用児童数の見込み(人)		902	897	892	886	881
T# /D /#	(人)	902	897	892	886	881
確保方策	(か所)	27	33	37	38	38

(3) 放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ等) 【提供区域:小学校区】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了 後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

1)量の見込みの算出根拠

○平成25年度の利用実績は、55か所(幼稚園・保育園等で実施するものを含む)で実施し、入所児童数は、低学年1,069人、高学年322人で合計1,391人、平成26年度は、56か所で実施し、入所児童数は低学年1,106人、高学年361人で合計1,467人となっています。

○放課後児童健全育成事業の実績により量の見込みを設定します。

2) 量の見込みと確保の内容

○平成27年度から平成30年度にかけて、5か所程度の施設を増設し拡充を図ります。

				H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
±	利用児童数	低学年	1, 273	1, 319	1, 369	1, 424	1, 482
	5 か所整備 の見込み (人)	高学年	332	338	345	354	363
施設数 61→66		合計	1, 605	1, 657	1, 714	1, 778	1, 845
旭設致 01→00	確保方策(人)		1, 809	1, 879	1, 909	1, 979	1, 979

			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
	利用児童数	低学年	42	43	44	45	46
小山第一小学校区	の見込み	高学年	20	20	20	20	20
施設数 <mark>2</mark>	(人)	合計	62	63	64	65	66
	確保方策(人	.)	80	80	80	80	80
	利用児童数 の見込み (人)	低学年	28	30	32	34	37
小山第二小学校区		高学年	9	9	9	9	9
施設数 2		合計	37	39	41	43	46
	確保方策(人	.)	50	50	50	50	50
	利用児童数	低学年	51	55	60	65	71
小山第三小学校区	の見込み	高学年	25	27	29	31	33
施設数4→5	(人)	合計	76	82	89	96	104
	確保方策(人	()	75	110	110	110	110

次ページに続く

※確保方策の網掛け部分は、施設の増設等による拡充を表します。

			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
	利用児童数	低学年	79	85	91	98	105
小山城南小学校区	の見込み	高学年	31	33	35	37	39
施設数 4	(人)	合計	110	118	126	135	144
	確保方策(人	確保方策(人)		145	145	145	145
	利用児童数	低学年	108	110	112	114	116
旭小学校区	の見込み	高学年	25	25	25	25	25
施設数3	(人)	合計	133	135	137	139	141
	確保方策(人	()	175	175	175	175	175
	利用児童数	低学年	75	80	85	91	97
小山城北小学校区	の見込み	高学年	12	12	12	12	12
施設数2→3	(人)	合計	87	92	97	103	109
	確保方策(人	()	75	75	75	115	115
	利用児童数	低学年	51	57	64	72	81
若木小学校区	の見込み	高学年	15	16	18	20	22
施設数3	(人)	合計	66	73	82	92	103
	確保方策(人	確保方策(人)		110	110	110	110
	利用児童数 の見込み (人)	低学年	114	120	126	133	140
小山城東小学校区		高学年	18	19	20	21	22
施設数5→6		合計	132	139	146	154	162
	確保方策(人)		130	165	165	165	165
	利用児童数	低学年	146	150	154	158	162
大谷東小学校区	の見込み	高学年	17	17	17	17	17
施設数 4→5	(人)	合計	163	167	171	175	179
	確保方策(人	()	150	150	180	180	180
	利用児童数	低学年	3	3	3	3	3
大谷南小学校区	の見込み	高学年	1	1	1	1	1
施設数 1	(人)	合計	4	4	4	4	4
	確保方策(人	()	5	5	5	5	5
	利用児童数	低学年	104	107	110	113	116
大谷北小学校区	の見込み	高学年	19	19	19	19	19
施設数4→5	(人)	合計	123	126	129	132	135
	確保方策(人	()	110	110	110	140	140
	利用児童数	低学年	90	95	100	106	112
間々田小学校区	利用児重数 いの見込み (人)	高学年	32	33	34	36	38
施設数 5		合計	122	128	134	142	150
	確保方策(人	()	151	151	151	151	151

			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
	利用児童数	低学年	60	62	65	68	71
乙女小学校区	の見込み	高学年	16	16	16	16	16
施設数3	(人)	合計	76	78	81	84	87
	確保方策(人	確保方策(人)		87	87	87	87
間々田東小学校区 施設数 4	利用児童数	低学年	105	106	107	108	109
	の見込み	高学年	47	47	47	47	47
	(人)	合計	152	153	154	155	156
	確保方策(人	()	160	160	160	160	160
	利用児童数	低学年	5	5	5	5	5
下生井小学校区	の見込み	高学年	4	4	4	4	4
施設数 1	(人)	合計	9	9	9	9	9
	確保方策(人	()	12	12	12	12	12
	利用児童数	低学年	6	6	6	6	6
網戸小学校区	の見込み	高学年	0	0	0	0	0
施設数 1	(人)	合計	6	6	6	6	6
	確保方策(人	()	6	6	6	6	6
	利用児童数 の見込み (人)	低学年	4	4	4	4	4
中・寒川小学校区		高学年	0	0	0	0	0
施設数 1		合計	4	4	4	4	4
	確保方策(人)		5	5	5	5	5
	利用児童数	低学年	24	24	24	24	24
豊田南小学校区	の見込み	高学年	0	0	0	0	0
施設数 1	(人)	合計	24	24	24	24	24
	確保方策(人	()	24	24	24	24	24
	利用児童数	低学年	9	8	7	6	5
豊田北小学校区	の見込み	高学年	2	1	0	0	0
施設数 1	(人)	合計	11	9	7	6	5
	確保方策(人	()	10	10	10	10	10
	利用児童数	低学年	3	3	3	3	3
穂積小学校区	の見込み	高学年	1	1	1	1	1
施設数 1	(人)	合計	4	4	4	4	4
	確保方策(人)		6	6	6	6	6
	利用児童数 の見込み (人)	低学年	123	123	124	125	126
羽川・萱橋小学校区		高学年	33	33	33	33	33
施設数 5		合計	156	156	157	158	159
	確保方策(人	()	160	160	160	160	160

			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
	利用児童数	低学年	12	12	12	12	12
羽川西小学校区	の見込み	高学年	3	3	3	3	3
施設数 1	(人)	合計	15	15	15	15	15
	確保方策(人)		30	30	30	30	30
亦 有点 な身	利用児童数 の見込み (人)	低学年	31	31	31	31	31
梁・福良・延島 小学校区 施設数3		高学年	2	2	2	2	2
		合計	33	33	33	33	33
川世 点文 女父 ろ	確保方策(人)		53	53	53	53	53

(4)子育て短期支援事業【提供区域:市全域】

保護者の疾病等により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(ショートスティ事業)です。

1)量(利用者数)の見込みの算出根拠

- ○平成25年度の実績は、19人日となっています。
- 〇二ーズ調査では希望はありませんでしたが、実績を勘案し、量(利用者数)の見込みを設定します。

2) 量(利用者数)の見込みと確保の内容

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度		
利用者数の見込み (人日/年)	30	30	30	30	30		
確保方策	・2施設に委託(すみれ乳児院、児童養護施設アリスとテレス)						

(5) 乳児家庭全戸訪問事業【提供区域:市全域】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

1)量(対象者数)の見込みの算出根拠

- ○平成25年度の実績は、訪問数1,387人となっています。
- 〇計画期間中の量(対象者数)の見込みは、O歳児の推計児童数とします。

2)量(対象者数)の見込みと確保の内容

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度				
対象者数の見込み(人)	1, 352	1, 346	1, 340	1, 333	1, 327				
確保方策	実施体制:助産	実施体制:助産師(非常勤特別職)、保健師							

(6)養育支援訪問事業【提供区域:市全域】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を 行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

1)量(対象者数)の見込みの算出根拠

- ○平成 25 年度の実績は、232 件となっています。
- ○実績を勘案し、量(対象者数)の見込みを設定します。

2) 量(対象者数)の見込みと確保の内容

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
対象者数の見込み(人)	250	250	250	250	250
確保方策	実施体制:育児支援家庭訪問員、団体委託				

(7) 地域子育て支援拠点事業【提供区域:市全域】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

1)量(利用児童数)の見込みの算出根拠

- 〇平成 25 年度の実績は、8か所で実施し、月平均延べ利用人数は 1,285 人回となっています。
- 〇二ーズ調査による利用意向は、平成25年度の利用実績よりも上回っています。

2)量の見込みと確保の内容

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
利用児童数の見込み (人回/月)		3, 578	3, 563	3, 547	3, 527	3, 512
体 /2 七 体	(人回/月)	3, 578	3, 563	3, 547	3, 527	3, 512
確保方策	(か所)	8	8	8	8	8

(8) 一時預かり事業【提供区域:市全域】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園(所) その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

1)量(利用児童数)の見込みの算出根拠

①【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)】

- ○平成 25 年度の幼稚園の入園児数は 3016 人で、幼稚園における預かり保育の年間の 延べ利用日数は、約 87,989 人日(1 人あたり年間平均 29 日の利用)となっています。
- ○幼稚園における預かり保育の量(利用児童数)の見込みは、幼稚園の量の見込みに対し、 1 人あたり年間平均 29 日の利用とし設定します。

②【幼稚園以外の一時預かり(保育園(所))等】

- ○平成 25 年度の保育園で実施している一時保育及びファミリー・サポート・センターで実施している一時預かりの実績は、年間の延べ利用人数約 11,165 人日(保育園 10,814件、ファミリー・サポート・センター351件)となっています。
- 〇二ーズ調査による利用意向は現在の利用実績を大きく上回っており、年間の延べ利用 人数は約17,329人日となっています。

2) 量(利用児童数)の見込みと確保の内容

①【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)】

○幼稚園在園児の利用であることから、現有施設での確保が可能です。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
利用児童数の見込み	1号による利用	17, 678	17, 564	17, 450	17, 328	17, 214
(人日/年)	2号による利用	69, 670	69, 204	68, 767	68, 280	67, 843
確保方策(人日/年)	在園児対象型	87, 348	86, 768	86, 217	85, 608	85, 057

②【幼稚園以外の一時預かり】

○確保方策は、認定こども園や保育園の整備による実施施設の増加を図ります。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
利用児童数の見込み(人日/年)		17, 329	17, 254	17, 178	17, 081	17, 005
体 况士学	一時預かり事業 (保育園(所)等)	31, 651	33, 331	34, 291	34, 531	34, 531
確保方策 (人日/年)	子育で援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	532	532	532	532	532
	計	32, 183	33, 863	34, 823	35, 063	35, 063

(9) 病児·病後児保育事業【提供区域:市全域】

病児·病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

1)量(利用児童数)の見込みの算出根拠

- 〇平成 25 年度の利用実績は、病児保育事業 1 か所、病後児保育事業 2 か所およびファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)で実施し、年間の延べ利用人数は、436 人日となっています。
- 〇二ーズ調査による利用意向および現在の平均利用日数により量(利用児童数)の見込みを設定します。

2) 量(利用児童数)の見込みと確保の内容

○平成28年度に病児保育事業実施施設が1か所新設予定となっています。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
利用児童数の見込み(人日/年)		1, 495	1, 487	1, 479	1, 469	1, 461
確保方策	病児•病後児保育	2, 051	2, 930	2, 930	2, 930	2, 930
(人日/年)	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	ファミリー・サポート・センター 1か所				

(10)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)就学児 【提供区域:市全域】

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

1)量(利用者数)の見込みの算出根拠

- 〇平成25年度の就学児の放課後利用実績は、1週間あたり延べ17人となっています。
- 〇二ーズ調査による利用意向により量(利用者数)の見込みを設定します。

2) 量(利用者数)の見込みと確保の内容

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
利用者数の見込み(人日/週)	55	54	54	54	53
確保方策(人日/週)	55	54	54	54	53

※表中の見込み及び確保方策の値は、ファミリー・サポート・センター事業のうち、就学児による利用のみ

(11) 妊婦健康診査【提供区域:市全域】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

1)量(対象者数)の見込みの算出根拠

- ○平成 25 年度の妊婦健康診査対象者数は 1,545 人、14 回目までの延べ受診回数 17,294回となっています。
- ○実績を勘案し、量(対象者数)の見込みを設定します。

2)量(対象者数)の見込みと確保の内容

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
対象者数の見込み(人)	1, 550	1, 550	1, 550	1, 550	1, 550
確保方策	実施場所:栃木県内外医療機関および助産所 実施体制:医療機関委託				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。必要に応じ実施を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。必要に応じ実施を検討します。

3 幼児期の教育・保育の一体的提供及びその推進体制の確保

(1)認定こども園の普及

認定こども園は幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持ち、保護者の就労状況やその 変化に対し柔軟に子どもを受け入れられる施設であります。

本市ではこの認定こども園の普及を図るため、既存の幼稚園等の認定こども園への移行を推進していきます。

(2) 質の高い幼児期の教育・保育や地域の子育て支援の役割及び推進方策

市はすべての子どもに良質な成育環境を保障するため、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

そのため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、認定こども園、幼稚園、保育園(所) を利用できるよう計画的に施設を整備します。

また、子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親子同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの子育て支援を推進します。

更に、幼保小連携の推進や保育士等に対する食物アレルギーに関する知識習得なども 含めた研修の充実等により、教育・保育等の質の確保及び向上を図ります。

(3) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携方策(幼保小連携)

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であります。そのため本市では、「おやまのすべての子どもたち」の健やかな成長を願い、小学校就学前のすべての幼児に対する保育カリキュラムとして、幼稚園、保育園(所)の違いにかかわらず、一貫した保育に関する「まなざし」を刊行し、各幼稚園・保育園(所)において活用しているところです。

また、幼稚園、保育園(所)及び小学校が連携し、子どもの健全な成長を目指すことを目的に、小山市幼児教育連絡協議会を設置し、保育士や教師が互いの授業や保育の様子を公開保育や公開授業で研究しあい、意見交換・情報の共有化を図っています。さらに、幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続図るため、幼小研究集会や実技研修会を実施し、教師や保育士の指導力の向上を図っています。

今後も、子どもの育ちを支え、学びをつなげるために認定こども園、幼稚園及び保育園(所)と小学校等との連携を推進します。

4 地域・家庭における子育て支援サービスの推進

共働き世帯が増加する中、小学校就学前の子どもの保護者が、産前・産後休暇、育児休業 明けなど希望に応じて円滑に保育所などが利用できるよう、保育・教育施設を充実するとと もに、情報提供や相談支援などの体制を整備することが求められています。

また、保育所などの施設利用に関することだけではなく、育児不安、養育上の問題、健康 や発達・発育などのあらゆる問題に対する相談体制を充実することが必要です。

そのため、情報提供・相談支援を推進するとともに、未就園の乳幼児のいる子育て世帯への支援として、親子の交流・仲間づくりや育児相談・情報提供ができる地域の子育て支援拠点や子育てひろばを推進します。

【施策・事業】

事業名	3	掌業内容		担当
(1)子育て支	く子育て支援総合相談事業 子育て支援総合相談員が、 子どもや子育てに関する相談	子育て・家庭 支援課		
援相談室「ほほえみ」	< 育児支援家庭訪問事業 > 育児不安・育児困難ケー 訪問員による家庭訪問を実 軽減や虐待の未然防止を図	子育て・家庭 支援課		
(2)地域の子 育て支援拠点事 業	保育園等の専用の部屋に 子育て中の親子の交流や育! 指標 実施施設数	見相談、情報提例 現状		こども課
(3) 子育てひ ろば事業	未就園児とその保護者を くりを行う場として子育で 指標 実施施設数	ひろばを開催しま 現状		子育て・家庭 支援課
(4)子育て支 援総合センター	常設の子育てひろば、一般 センター機能を有する総合 を図ります。	子育て・家庭支援課		
(5)家庭児童 相談事業	18歳までの子どもに関う 談員が相談に応じ、実態調査			子育て・家庭 支援課

	ノ母ス手帳六付味におけ	ス面はく		
	く母子手帳交付時におけ			
	これまで市民課で実施し			母専₩¥₩
	進課窓口に変更することで らの情報提供及び支援が必			健康増進課
	ます。	女は紅畑の千別は	1年に又接に另め	
		<u>+π</u> \		
	<ハイリスク妊婦への支			
	母子手帳交付時の面接等		健康増進課	
	し、保健師による電話・面	接・訪問等による	る保健指導・助言	
	を行います。			
	<妊産婦・新生児訪問>			
	妊産婦や生後1ヶ月未満	の新生児をもつ	呆護者(希望者)	健康増進課
	に対し、助産師・保健師に	よる家庭訪問を行	います。	
	<未熟児訪問・赤ちゃん	訪問>		
	低出生体重児を含む未熟	児及び生後4ヶ人	目未満の乳児がい	健康増進課
(0) +7+5	る全ての家庭を助産師・保	健師が訪問し、	育児相談や情報提	
(6)妊娠 ・ 出	供等を行います。			
産・育児期にお	<乳幼児健診・相談>			
ける相談・支援	乳児健診・9ヶ月児健康	₹相談・1歳6ヶ	月児健	
	診・2歳児歯科健診・3歳!	見健診・5歳児健	康相談 ()	
	等、節目の健診や相談事業	を通し、発育発達	≝•保護	健康増進課
	者の育児不安等に関する助			足水冶之水
	指標	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)	
	1歳6ヶ月児健診受診(%)	97.1%	97.5%	
	3歳児健診受診率(%)	95.5%	97.0%	
	<未受診家庭への受診勧	 奨>		健康増進課
	各種健診・相談事業の未	受診家庭に対し、	子育て・家庭支	
	援課育児支援家庭訪問員と	連携し、未受診	家庭への訪問を行	子育て・家庭
	い、受診勧奨及び当該家庭	支援課		
	<小児救急医療の充実>			
	かかりつけ医をもつこと	や緊急時の適切な	な受診について、	
	保護者に情報提供・啓発を	行うとともに、ハ	小山地区夜間休日	健康増進課
	急患センター等における一			
	整備を行い、いつでも安心	して適切な救急	医療が受けられる	
	よう努めます。			

(1) 児童虐待防止対策の充実

平成 25 年度の全国の児童虐待相談対応件数は 73,765 件(速報値)で、統計を取り始めて以来毎年増加しており、前年度比 10.6%増となっています。また、虐待による死亡事例が多数発生しており、平成24年度では 78 例・90 人となっています。

こうした中、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の発生を予防するほか、 虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が必要であり、その対応に介入や専門性が必要 な場合は、児童相談所などの関係機関との連携を強化し遅延なく対応することが求められ ます。また、児童虐待とDVが密接に関係し、加害者からの暴力が子どもにも影響してい る場合もあることから、配偶者暴力相談支援センター機能を強化するとともに、DV防止 への理解促進と専門家による子どものメンタルケアやカウンセリング等の支援も重要です。

本市は児童虐待防止の象徴である「おやま生まれのオレンジリボン運動」を推進することにより、虐待の未然防止に積極的に取り組んでおり、子育て世代のみならず幅広い世代に啓発を行うことで、地域の様々な世代のサポート意識の高揚を図り、地域全体で子育てをする環境整備を推進します。

おやま生まれのオレンジリボン運動

2004年9月、私たちの地元・小山市思川で二人の幼い兄弟が虐待の末、橋の上から川に投げ込まれて亡くなる痛ましい事件が起きてしまいました。このような痛ましい事件を2度と起こさないとの決意で始まった子ども虐待防止運動が、今のオレンジリボン運動のはじまりです。オレンジリボン運動は、子ども虐待防止の象徴として「オレンジリボン」を広める市民運動です。

小山市では、この「おやま生まれのオレンジリボン」をたすきに仕立てた「おやま生まれのオレンジリボンたすきリレー」を全国に繋ぐとともに、事件から 10 年の節目である 2014 年には、未来ある子どもたちへのメッセージを歌に託し、おやま生まれのオレンジリボンキャンペーンソング「まあるいこころ」※を作成しました。この歌を幅広い年齢層に働きかけることで児童虐待防止を更に推進していきます。 ※89 ページ参照

1) 関係機関との連携と相談体制の強化

虐待の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止などのために、地域の関係機関の連携、情報収集及び共有により支援を行う、「要保護児童等対策地域協議会」の取組や、関

係機関・団体などとの幅広い連携を強化します。

2) 発生予防、早期発見、早期対応

虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、育児支援家庭訪問事業等の適切な支援につなげます。また、児童福祉、母子保健の担当部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行うための連携体制の構築を図る必要があります。さらに、虐待の発生予防、早期発見等のため、児童委員やNPO、ボランティア等の民間団体等を積極的に活用します。

3) 社会的養護施策との連携

市が子ども・子育て支援を推進するに際しては、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設など、社会的養護の地域資源を子ども・子育て支援に活用するための連携が必要です。他方で、地域の里親や地域分散化を進める児童養護施設等において子どもが健やかに成長するためには、市、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制を整備していく必要があります。また、母子生活支援施設については、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援を受けることができることから、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等の関係機関と連携し、その活用を図ります。

【施策・事業】

事業名	事業内容	担当
	くおやま生まれのオレンジリボン・キャンペーン事業> 児童虐待の撲滅を目指し、講演会等や全国に繋ぐオレンジ	
	リボンたすきリレーの開催、市職員のオレンジリボン着用、出前講座の実施、オレンジリボンキャンペーンソング「まあ	子育て・家庭 支援課
児童虐待防止対	るいこころ」の PR など様々な方法で啓発活動を推進します。	
策の充実	<要保護児童等対策地域協議会>	
	要保護児童等対策地域協議会等の児童虐待防止ネットワー	
	クの範囲拡大を進め、児童虐待に関する情報交換並びに関係	子育て・家庭
	機関との連携を進めます。また、要保護児童対策に関する広	支援課
	報・啓発を推進します。	

<要支援児童生活応援事業>

養育放棄等の状態にある小中学生の要支援児童を対象に、 放課後又は夏休み等に家庭的な環境で過ごせる場所で、子ど もたちと指導員が調理や清掃、学習などを行いながら子ども の成長と自立をサポートします。

子育て・家庭 支援課

く虐待被害者等緊急時安全確保事業>

虐待もしくはDV等により被害を受けたり、繰り返し被害を受ける恐れのある家族に対し、緊急時における安全確保のための一時的に避難できる施設を提供します。

子育て・家庭 支援課



おやま生まれのオレンジリボンたすきリレー



おやま生まれのオレンジリボンキャンペーンソング 並びにオレンジリボン・モニュメント完成披露式



(2)ひとり親家庭の自立支援の推進

平成 22 年の国勢調査によると、本市の母子世帯は 683 世帯(一般世帯の 1.7%)、父子世帯は 69 世帯(一般世帯の 0.2%)となっています。平成 23 年度全国母子世帯等調査によると、全国の母子家庭の約 81%が就労しており、母自身の平均年収は 223 万円(うち就労収入は 181 万円)、父自身の平均年収は 380 万円(うち就労収入は 360 万円)でした。また、生活保護を受給している母子及び父子世帯はともに約 1 割となっています。

このような状況から、特に母子家庭では、子育てをする上で経済的な支援が必要である など多くの問題を抱えている現状が見受けられます。このため、ひとり親家庭に対し、子 育て・生活支援、就業支援、経済的支援など総合的な支援を推進します。

【施策・事業】

事業名	事業内容	担当
		子育て・家庭 支援課
	〈遺児手当の支給〉 義務教育終了前の子どもがいるひとり親家庭等に遺児手当を 支給します。(所得制限あり)	子育て・家庭 支援課
(1)ひとり親家庭等への経済	<母子父子寡婦福祉資金の貸付> 母子及び父子並びに寡婦家庭の生活の安定と、児童の福祉の 向上を図るため、無利子または低利子の資金の貸付を行います。	子育て・家庭 支援課
的支援	<ひとり親家庭医療費助成事業> 満 18 歳に達する年度末までの子どもを養育するひとり親家 庭に対して、保険診療分の医療費を助成します。(所得制限あり)	子育て・家庭 支援課
	<ひとり親家庭学童保育料助成事業> 学童保育を利用するひとり親家庭の保護者に対して、学童保育料の一部を助成します。	こども課
	くひとり親家庭保育料軽減事業> 保育園(所)を利用するひとり親家庭の保護者のうち、前年分の所得税非課税世帯の保育園(所)保育料を軽減します。	こども課

	ひとり親家庭の生活状況や就業希望等に応じて自立支援プロ	
	グラムを策定し、資格取得促進のための事業紹介やハローワー	
	クと連携して求人情報の迅速・円滑な提供等を行い、就業支援	
(2)ひとり親	を実施します。	子育て・家庭
家庭等への就業	また、ひとり親家庭の就業や資格取得に向けた支援として、	支援課
支援	母子及び父子並びに寡婦福祉資金において技能習得資金および	义版味
	生活資金等の貸付や、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金お	
	よびひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等の支援を行いま	
	ਰ 。	
	<ひとり親家庭等日常生活支援事業>	
	母子世帯の母・寡婦および父子世帯の父が、一時的に日常生	
(0) 7) h (0 th	活が困難となった場合に、家庭生活支援員を派遣して、育児や	
(3)ひとり親	身の周りの世話を行います。	子育て・家庭
家庭等への生活	<母子生活支援施設>	支援課
支援	18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、様々な事情	
	から、子どもの養育が困難な場合に、安心して自立に向けた生	
	活を営めるよう、入所による生活や子育ての支援を行います。	
	<母子・父子自立支援員による相談・支援>	
(4) 7) L (0 th	母子・父子自立支援員兼婦人相談員による、母子家庭や父子	
(4)ひとり親	家庭の生活自立のための相談・情報提供の充実を図るとともに、	子育て・家庭
家庭への相談・ 情報提供	家庭内で起こる様々な悩み・DV 等の相談対応を行います。	支援課
	また、広報、パンフレット、ホームページ等により、相談窓	
	口や支援制度の周知を図ります。	
(5)母子寡婦		
福祉団体の活動	福祉団体の行うひとり親家庭の交流、生活向上を図るための	子育て・家庭
支援	自助活動や会員勧奨事業を支援します。 	支援課



(3) 障がい児施策の充実等

障がいのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする ために、障がいの早期発見や、年齢、障がい等に応じた支援を行うことが必要です。

そのため、乳幼児の健診を推進し、発達支援の必要な子どもに対し保健指導・助言を行うとともに、「のびっこクラス」や「乳幼児二次健診(のびっこ発達相談)を開催し、子どもの発達に何らかの不安を持つ保護者を支援します。

障がいのある児童への支援としては、障害者総合支援法に基づき、児童発達支援(通所給付)、放課後等デイサービス(通所給付)や日中一時支援事業(地域生活支援事業)等を実施していますが、療育に対する認識の高まりにより、希望者が増加していることから、必要な受け入れ態勢について整備を推進します。

身体に障がいのある児童などの障がいの除去・軽減に必要な医療については、育成医療による給付を行います。

また、保育園(所)、幼稚園、認定こども園や学童保育クラブ等による障がい児等特別な支援が必要な子どもの受入れや、職員の質の向上のための研修等を推進します。

さらに、障がい児とその家族への支援として、保護者のグループ活動など通じて、同じ悩みを持つ保護者同士の交流を推進します。

【施策・事業】

事業名	\$	業内容		担当				
	く「のびっこクラス」の開	催>						
	1 歳 6 か月~2歳頃の	/ /						
	日頃悩みがある保護者を対	象に、「のびっこ	こクラス」で親子	健康増進課 				
	の関わり遊び・交流等を行	います。						
	<乳幼児二次健診(のびっ	こ発達相談)>						
	乳幼児健診・相談事業等の	の結果、発達に関	する専門的な助	 健康増進課				
	言等が必要な子ども及び保	言等が必要な子ども及び保護者に対し、小児神経専門医や作						
障がい児とその	業療法士・心理判定員によ	没けます。						
家族への支援	<児童発達支援(通所給付	>						
	未就学の障がい児が通園	して、日常生活に	おける基本的な					
	動作の指導、知識技能の付	ラ 、 集団生活への)適応訓練等を行					
	うとともに、委託先である	社会福祉法人等に	二対しては、法人	福祉課				
	の事業計画に基づく通園施	美計画に基づく通園施設の整備について支援します。						
	指標	現状 (平成26年度)	目標値 (平成 31 年度)					
	市内事業所数	2 箇所	継続					

<放課後等デイサービス(通所給付)>

学校に就学している障がい児が、放課後や夏休み等の長期 休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。

福祉課

指標	現状 (平成26年度)	目標値 (平成 31 年度)
市内事業所数	1 箇所	2 箇所

<日中一時支援事業(地域生活支援事業)>

障がい児が日中の活動する介護の場と家庭の就労支援及び日常的にケアしている家族の一時的な休息を図ります。

指標	現状 (平成 26 年度)	目標値 (平成31年度)	
実施施設数	29 箇所	継続	
天 旭旭 改数	(内市内 6 箇所)	祁 丕 祁 亚	

福祉課

<自立支援医療(育成医療)>

18 歳未満の身体に障がいのある児童に対して、その障がいの除去・軽減に必要な医療に対し、育成医療の給付を行います。

福祉課

く教育・保育施設等における障がい児の受け入れの推進>

保育園(所)、幼稚園、認定こども園や学童保育クラブ等における障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れや、職員の質向上のための研修等を推進します。

こども課 学校教育課

<保護者同士の交流の支援>

グループ活動などを通じて、子どもの障がいについて保護者の理解を進めるとともに、保護者同士の交流を推進します。

健康増進課 こども課

指標	現状 (平成 26 年度)	目標値 (平成31年度)
交流会の開催	実施	継続

ことも課 福祉課



6 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、子育ての時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間をもつことで、健康で豊かな生活が送れる社会の構築が求められています。

また、働く女性や共働き世帯が増え、就労形態も多様化するなど、個人のライフスタイルや価値観も多様化しています。このため、働きたい人が仕事と生活を両立させるためには、仕事や子育て、家庭生活などバランスのとれた環境が必要であり、子育て支援などの社会的基盤の整備やワーク・ライフ・バランスを実現するための職場環境の改善、労働者・事業主の意識改革など多面的な取組の推進が求められています。

【施策•事業】

事業名	事業内容	担当
(1)ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人および援助を受けたい人が会員となり、仕事と家事・育児の両立のための相互援助活動を実施しており、更に多様化する就労形態に対応するための事業の拡大に努めます。	子育て・家庭 支援課
(2)妊娠中・出産後等における弾力的な就業時間運用への啓発	妊娠中・出産後の時期における労働時間の短縮をはじめ、 就労者の生活に配慮した職場環境づくりに向けた事業者へ の啓発を行います。	男女共同参画 課 工業振興課
(3)育児休業取 得への環境整備	男女の育児休業取得を促進するため、関係機関との連携 を図りながら、事業所および従業員に対して広報・啓発活 動に取り組みます。	男女共同参画 課 工業振興課
(4) ワーク・ラ イフ・バランスの 推進	多様な働き方に対応した子育てや介護などを企業や働く者の取り組みとして支援するとともに、男女が共に働きやすい職場環境づくりに積極的な取り組みを行っている事業所を「小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者」として認定し、公共調達において優遇するなど、雇用の分野におけるワーク・ライフ・バランスの理解と推進を図ります。	男女共同参画課 工業振興課 管財課

育児休業:1歳に満たない子を養育する男女労働者が取得できる休業制度のこと。(一定の要件を満たす場合は、1歳2ヶ月または1歳6ケ月未満。ただし、適用除外となる場合もある。)

育児休業給付:一定の要件を満たした雇用保険の一般被保険者が1歳未満の子の養育のため育児休業を取得し、その間の賃金が一定の水準を下回った場合に給付金が支給される制度のこと。(一定の要件を満たす場合は、1歳2ヶ月または1歳6ヶ月未満。但し、適用除外となる場合もある。)

7 次代を担う子どもの健全育成事業の推進

(1) 放課後子ども総合プラン事業の推進

地域社会の中で、放課後等に子どもたちが安全で健やかに成長できる居場所づくりを推進するため、小山市では、平成19年度から教育委員会と福祉部局が連携を図り、「放課後子ども教室」と「学童保育クラブ(放課後児童クラブ)」を総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)として推進してきました。

放課後子ども教室は、全ての児童を対象に、放課後や土日・長期休業日に安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組です。

学童保育クラブは、共働き家庭など留守家庭の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る取組です。

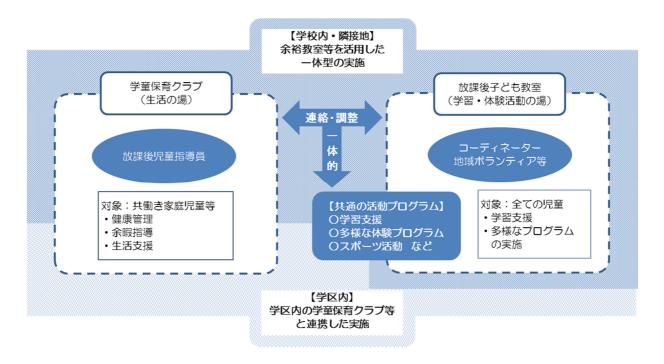
学童保育クラブは、有料であることや希望しても利用できない場合もあることから、子どもが小学校に入学すると、これまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況(いわゆる「小1の壁」)となる方もいるため、そのような状況を打破する必要があるとともに、次代を担う人材の育成の観点から、共働き家庭などの児童に限らず、全ての児童を対象とした放課後における多様な体験・活動の機会を提供することが求められるようになりました。

そして、国は更なる放課後対策を推進することを目的として、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、総合的な放課後対策(放課後子ども総合プラン)に取り組むこととしました。

本市においても次世代育成支援行動計画に放課後子ども総合プランの行動計画を位置付け、「学童保育クラブ」及び「放課後子ども教室」を推進します。

	う主体行うプラーが研究するのが上の例文				
	放課後児童健全育成事業	放課後子ども教室推進事業			
	「学童保育クラブ」	「放課後子ども教室」			
対象児童	共働き家庭など留守家庭の児童	全児童			
参加形態	登録制【預かり型】	登録制【自由参加型】			
実施場所	学童保育館等	余裕教室•学校諸施設等			
実施時間	下校時間 ~ 18:00 (延長あり)	下校時間 ~ 地域に応じて設定			
	(保護者の迎えで帰宅)	(保護者等の迎えで帰宅)			
実施日数	月 ~ 金曜日	曜日・回数等は地域に応じて設定			
	(土・長期休業中の実施あり)				
運営主体	学童保育クラブ	放課後子どもプラン運営委員会			
スタッフ	放課後児童指導員	指導員・学習アドバイザー			
		安全管理員			
利用負担	入会金・保育料・おやつ代等	傷害保険加入料等			

学童保育クラブ・放課後子ども教室の概要



【放課後子ども総合プラン行動計画】

1) 学童保育クラブの平成31年度までの目標事業量

幼稚園や保育園等で実施する小規模な学童保育事業を含む学童保育クラブについて、 平成26年度の56ヶ所から平成31年度までに66ヶ所整備するとともに、このうち 25%を小学校内で実施することを目指します。

2) 放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画

地域の実情等を考慮し、放課後子ども教室を平成26年度の3ヶ所から平成31年度 までに5ヶ所整備することを目指します。

3) 一体型の学童保育クラブ及び放課後子ども教室の平成31年度までの目標事業量

次世代を担う人材を育成するために、全ての就学児が放課後等を安全・安心に過ごし、 多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした学童保育クラブ及び放 課後子ども教室の計画的な整備等を進めていきます。一体型の学童保育クラブ及び放課 後子ども教室を平成26年度の2ヶ所から平成31年度までに3ヶ所整備することを目 指します。

4) 学童保育クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する具体的方策

①一体的又は連携による実施

児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校区内で学童保育クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう推進します。

また、放課後子ども教室を定期的(週1~2回程度)に実施する場合は、放課後子

ども教室の活動プログラムに学童保育クラブの児童も参加できるよう、両事業の従事者・参画者が連携して情報共有を図り、活動内容や実施日を放課後児童指導員等が把握し、児童の主体的な参加を促します。

- 両事業の効率的・効果的な運営方法等を協議する「運営委員会」を設置します。
- 両事業の円滑な実施を図るため、放課後子ども教室のコーディネーターと放課後 児童指導員が連携して共通プログラムの企画を行います。
- 両事業の従事者・参画者を対象とした研修を実施しプログラムの充実を図ります。
- 放課後子ども教室終了後の児童の移動や帰宅について、学童保育クラブと連携して安全確保を図ります。
- 保護者や地域のニーズを踏まえ、子どもがのびのび遊べるよう学校施設以外の公 民館や児童センター等の施設についても、学童保育クラブ及び放課後子ども教室と 連携した活用を図ります。

②小学校の余裕教室等の活用

学童保育クラブ及び放課後子ども教室の実施に当たっては、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の活用を促進します。また、保護者や地域のニーズを踏まえ、長期休業日や土曜日等、学校の授業日以外の活動への対応についても検討します。既に学校の用途として活用されている余裕教室についても、必要に応じて学校教育の目的に使用していない放課後等の時間帯について、一時的な利用を検討します。

- 「運営委員会」で余裕教室の活用状況等について協議を行い、学校諸施設の積極的な活用を推進します。
- 学校との連携を強化し、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時的な利用を推進します。

③教育委員会と福祉部局の連携

学校は、放課後も児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、教育委員会と福祉部局が垣根を越えて、放課後対策に連携して取り組むことが重要です。

このため、学校施設を活用する場合でも、教育委員会及び福祉部局が実施主体となり、責任を持って管理運営に当たります。

また、事故が起きた場合の対応や、教室不足により学童保育クラブ及び放課後子ども教室に転用したスペースを学校教育に使用する必要性が生じた場合の取決め等、学校施設の使用に当たり、学校や関係者の不安が払拭されるよう努めます。

- 放課後活動の実施にあたり責任体制を文書化するなど明確にします。
- 「総合教育会議」を活用し、総合的な放課後対策について協議します。

5) 学童保育クラブの開所時間の延長

利用者の実情に応じて学童保育クラブの開所時間を延長することにより、共働き家庭等の保護者が安心して働ける環境整備を図ります。

- 平成31年度までに、まだ延長していない学童保育クラブを午後7時まで延長することを目指します。
- 学童保育クラブの終了後から保護者が迎えに来る時間まで、児童が安全・安心して待つことができる「学童保育延長ステーション」の整備を目指します。

【施策・事業】

事業名		担当		
(1)放課後子ども 総合プラン事業の 推進	全ての就学児童が抗な体験・活動を行うで 策(放課後子ども総合 ラブ」及び「放課後 「お標子童保育クラブ等 (放課後児童健全育成事業) 放課後子ども教室 放課後子ども教室 及び放課後子ども教室 及び放課後子ども教室 及び放課後子ども教室 及び放課後子とも教室 及び放課後児童健全育成事業) 連携した実施 ※放課後児童健全育成事	ことができるよう、 含プラン)に取り終 子供教室」を推進 現状(H26) 56ケ所 3ヶ所	総合的な放課後対 組み、「学童保育ク します。 目標値(H31) 66ケ所 5ヶ所	こども課 生涯学習課

(2)子育てに関わる経済的負担の軽減と医療費の助成

子育て家庭への経済的支援として、中学 3 年生までの子どもを養育している家庭に対し、 児童手当を支給します。

幼稚園・保育園(所)における子育て負担への配慮としては、「子ども・子育て支援新制度」の施設型給付を受ける幼稚園の保育料は、国が定める基準を限度として市が定めることから、その軽減を図ります。私学助成を受ける幼稚園については、幼稚園就園奨励金交付事業、第3子以降保育料助成金交付事業、預かり保育料助成金交付事業及び幼稚園入園料助成事業などを実施します。保育園(所)においても、同時入所時に第2子の保育料を半額とする保育料多子軽減事業や、第3子以降の3歳未満児の無料化などの保育料免除を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

医療費にかかる支援としては、こども医療費助成事業・妊産婦医療費助成事業・不妊治療 費助成事業・不育症治療費助成事業・養育医療費給付事業などを実施しています。

【施策・事業】

事業名	事業内容	担当
(1)児童手当	中学校 3 年生までの子どもを養育する家庭に、生活の安定	子育て・家庭
の支給	と子どもの健全育成のため児童手当を支給します。	支援課
(2)幼稚園・ 保育園(所)に おける経済的支援	「こども・子育て支援新制度」の施設型給付を受ける幼稚園の保育料は、市が定めることから、その軽減を図ります。 私学助成を受ける幼稚園の児童の保護者には、就園奨励金交付事業、第3子以降保育料助成金交付事業、預かり保育料助成金交付事業、幼稚園入園料助成事業などを実施します。 また、保育園(所)では同時入所の保育料多子軽減事業や	こども課
(3) 医療費の助成	第三子以降保育料免除事業(3歳未満)などを実施します。 <こども医療費助成事業> 中学校3年生までの保険診療分の医療費を助成します。 〈妊産婦医療費助成事業〉 妊産婦を対象に母子健康手帳の交付または転入日から出産した翌月までにかかった保険診療分の医療費を助成します。 〈不妊治療費助成事業〉 不妊治療に要する費用の一部を助成します。 〈不育症治療費助成事業〉 不育症治療費助成事業〉 不育症治療費的成事業〉 、不育症治療で要する費用の一部を助成します。 〈養育医療費給付事業〉 児童の出生体重が2000グラム以下または身体の機能が未熟なままで生まれた場合に、指定医療機関でうけた医療に対する医療費を給付し、経済的負担の軽減を図ります。	子育で・家庭 支援課

(3)子どもを事故や犯罪から守るための活動の推進

子どもを事故や犯罪等の被害から守るため、市では「小山市子どもの安全を守る 14 の取組み」を策定し、実施しています。市内では、現在 81 の防犯パトロール団体が「小山市民防犯パトロール推進協議会」に加盟し、各地域での防犯活動に取り組んでおり、今後も加盟団体の増加に努めるとともに、ネットワーク化を進めています。

平成26年度には、学校教育課、生活安心課、道路管理者、警察署、学校及びPTAの代表者をメンバーとした「小山市通学路安全推進会議」を設置し、通学路の安全確保に関する取組の方針として、「小山市通学路交通安全プログラム」を策定し、このプログラムに基づき、関係機関が連携して通学路の安全確保を図っています。

また、市では平成 19 年から、不審者情報や防犯情報などを含む「小山市安全安心情報メール」の配信を行っており、登録者数の拡大を図っています。

子どもの交通安全に関しては、保育・幼稚園児および小学生を中心とした交通安全教室や 登校時に交通指導員による立哨指導を実施しています。小・中学生の自転車マナーに対する 指導を推進してまいります。

小山駅および間々田駅周辺に防犯カメラを設置し、管理・運用を行っていますが、防犯力の維持・向上につながっていることから、設置済みの防犯カメラの整備、必要な箇所への防犯カメラの設置検討を行い、危険箇所の解消に取組み、地域防犯力を、更に向上させてまいります。

【施策・事業】

事業名	事業内容	担当
子どもを事故や犯罪から守るための活動の推進	マどもを交通事故から守るため、保育・幼稚園児および 小学生を中心とした交通安全教室や立哨指導を実施します。また、一般交通指導員の配置適正化を図ります。 通学路について、関係機関が連携し、定期的な合同点検の実施、対策の検討、対策実施後の効果把握、対策の改善・充実を繰り返し実施します。 〈防犯対策の推進〉 子どもを犯罪等の被害から守るため、防犯パトロール団体への支援を行うとともに、不審者情報や防犯情報などを含む「小山市安全安心情報メール」を一斉配信します。 〈防犯カメラの設置〉 必要な箇所への防犯カメラの設置検討を行い、危険箇所の解消に取組み、地域防犯力を向上させてまいります。	生活安心課 教育総務課 学校教育課 土木課

(4) 命の育みと尊さを学ぶ機会の充実

子どもたちが命の大切さを理解し、命を育むことに夢と希望をもてるよう、小学校・中学校・高校のそれぞれの学校において、学級活動や道徳を通じ、生徒の発達の段階に応じた「命の尊さ」の学習を実施しています。今後も中学生・高校生については、将来親になることを想定した学びを中心に、小学生については動物とのふれあい等を通じた生命の実感体験をもとに、学習を進めていきます。また、「命の授業」では、自治医大や新市民病院の協力により、「自分や家族、地域医療」について学び、限りある命を慈しむ心の醸成を図っていきます。

思春期における心身の健康の向上には、子ども達が必要な知識や態度を身につけ、情報を 自ら得るとともに、健康について前向きに考えていけるよう、環境整備に努めることが重要 となります。

中学生が、自分の命二生や性に関わる問題について、主体的に自分の人生設計を見通した 意志決定ができるよう、中学校養護教諭等との連携のもとに、「仲間ニピア・カウンセラー(自 治医科大学生)」による『中学生ピアカウンセリング』事業や、保健師による『思春期保健講 座』を開催しています。また、『思春期保健関係者会議』を開催することで、母子保健と学校 保健の課題の共有や情報交換を行い、思春期保健対策の充実を図っていきます。

性に関する指導は、各学校の年間計画をもとに、関係者を交えた学校保健委員会・出前事業等の中で保健部門と連携し、発達段階に応じて適切な内容を取り上げ、指導の充実を図っていきます。

【施策・事業】

事業名	事業内容	担当		
	小学校・中学校・高校のそれぞれの学校において、学級活			
	動や道徳を通じ、児童・生徒の発達の段階に応じた「命の尊	学校教育課		
(1)「命の尊さ」	さ」を学ぶための学習を実施します。			
を学ぶ機会の充実	小中学生を対象に、「自分や家族、地域医療」について学			
	び、限りある命を慈しむ心の醸成と今後の子どもたちの「生	健康増進課		
	き方」に寄与できるよう「命の授業」を実施します。			
(2)中学生ピア	中学生を対象に「ピアカウンセリング」事業を通して、具体			
カウンセリングの	的な性に関わる問題ばかりでなく、デート DV 等知識を習得			
カウンセウングの 実施	するとともに、自分の人生設計を見通した意思決定ができる	。 健康増進課 る		
关 	よう、性=生の自己決定能力を高めていけるよう支援します。			
(3)思春期保健	中学生が性と生を主体的にうけとめ、望まぬ妊娠や性感染			
講座の実施	症の予防について正しい知識を学ぶとともに、適切な行動選	健康増進課		
神座の天心	択について考える機会を提供します。			
(4)思春期保健	思春期保健対策の強化充実のため、母子保健分野だけでな	 健康増進課		
関係者会議の開催	く、学校保健との課題の共有・情報交換を行います。	医尿坦连床		
(5)学校・専門	各小中学校(養護教諭等)と外部専門職等が連携し、児童			
職等が連携した性	生徒の発達段階に応じた性に関する指導(命の大切さ・子育て	て学校教育課		
に関する指導	の大切さ・心や性の発達について・男女の敬愛)を行います。			

(5) 結婚活動応援事業の推進

平成25年版 厚生労働白書によると、「我が国においては、少子化による若年層の減少、 未婚率の上昇などを背景に婚姻件数は減少傾向にあります。25歳時点での未婚率は198 0(昭和55)年41%から2010(平成22)年74.6%と上昇しています。

一方、18~39歳の未婚者の中でいずれは結婚しようと考える未婚者の割合は9割弱で 推移しており、9割弱の未婚の男女が結婚を意識しながら結婚できない理由の一つとして適 当な相手にめぐり会わないことがあげられる。」とあります。

そのため、結婚を考えている男女の出会いの機会を広げるために、関係団体等と連携し情報の提供や出会いの場の創出を行っていきます。

【施策•事業】

事業名	事業内容	担当		
(1)情報の提供	市ホームページにおいて、近隣で開催される婚活事業	子育て・家庭支		
	を掲載する等、婚活に関する情報の提供を行います。	援課		
(2)人材の育成	小山市婚活サポーター認定制度を導入し、結婚活動を	子育て・家庭支		
	支援する人材の育成を図る。	援課		
(3)出会いの場	(3)出会いの場 結婚を考えている男女の出会いの機会を広げるため			
の創出	に、出会いの場を提供します。			
		関係各課		



8 子どもの貧困対策の推進「子どもの貧困撲滅5か年計画」

(1)計画の背景

日本の将来を担う子どもたちは国の一番の宝です。全ての子どもたちが夢と希望を持って成長し、自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り開いていけるようにすることが必要です。しかしながら現実には、子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくありません。

国民生活基礎調査によると、平成 24 年の平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす 18 歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は 16.3%と、平成 21 年と比べ 0.6 ポイント上昇し、過去最高を記録しています。

このような状況から、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、国の大綱が策定されたところですが、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るための総合的な貧困対策の推進を図ることが必要です。

小山市では、子どもの貧困対策を重点課題として、貧困撲滅に向けて、家庭、学校、地域、 行政が一体となって取り組むため「子どもの貧困撲滅5か年計画」を策定し、総合的な貧困 対策を推進します。

(2)現状と課題

国民生活基礎調査によると、平成24年は子どもの6人に1人が相対的貧困状況にあります。また、同年の文部科学省による要保護及び準要保護児童生徒数の調査では、全国の約155万人、全児童生徒数の15.64%が要保護及び準要保護で、微増ですが近年は増加傾向にあります。

小山市では、平成27年1月の要保護及び準要保護児童生徒数をみると600人、小山市の全児童生徒数の4.35%であり、全国より低い結果ですが、国と同様に微増の傾向にあります。

また、小山市の家庭児童相談で継続支援している 18 歳までの子どものいる家庭は、平成 27 年 1 月末時点で 365 人、256 世帯で、うち要保護・準要保護及び経済的困窮の相談が あった家庭は、118 人、66 世帯で約3割となっています。中でもひとり親家庭の子どもは 66 世帯のうち 52 世帯、82 人で約7割を占めています。

貧困の問題は、単に経済的困窮の問題だけでなく、保護者の病気、就労が不安定、養育の問題、親族等からの孤立など様々な要因を抱えており、子どもの学力不足、不衛生、食生活不全、虐待、不登校等のリスクが高まるなど、悪影響を及ぼすことも考えられます。こうし

た状況から、子どもや親の努力だけでは抜け出すのは難しく深刻化する場合もあることから、 早期にシグナルをキャッチし、必要な支援につなぐ必要があります。

(3)子どもの貧困対策の方針

小山市では子どもの貧困撲滅に向けて、見えにくい貧困状況にある子どもを早期発見し、 生活支援、教育支援、就労支援、経済的支援等により、早期解決を図ることを、早急に取り 組むべく重点課題としています。

そのため、「子どもの貧困・虐待防止対策本部」を設置するとともに、その下部機関として「子どもの貧困撲滅プロジェクト」を設け、全庁的な取組みとして総合的な貧困対策を推進します。

また、貧困状況にある子どもの支援拠点として子ども貧困撲滅支援センターを設置するとともに、社会福祉協議会とも連携し子どもの貧困撲滅に取り組みます。

1) 早期発見のための取り組みの強化

妊娠期から18歳までの各年代に応じて、地域・関係機関と連携し、早期発見に努めます。

2) 生活支援の充実

貧困により社会的孤立に陥らないよう、子どもの生活応援事業や保護者の家事・育児支援、緊急時の食料や生活をつなぐための給付等により生活を支援します。

3)教育支援の充実

家庭の経済状況にかかわらず、能力、可能性を最大限に伸ばして夢に挑戦できるよう学校とともに地域における教育の支援を行います。

4) 就労支援の充実

生活困窮者やひとり親家庭の生活の安定が図れるよう、就労相談や資格取得のための給付の充実に努めます。

5)経済的支援の充実

経済的負担の軽減を図るため、各種給付や貸付制度を必要な方に迅速に対応できるよう 周知に努めます。

6)支援体制の整備・充実

地域を基盤としたネットワークを構築し、学校、地域、行政が一体となり子どもの貧困対策を推進します。

(4)施策・事業

項目		事業名	担当課	H26	H27	H28	H29	H30	H31
	1	ハイリスク妊婦の早期発見	健康増進課	\rightarrow	充 実				\rightarrow
	2	妊産婦訪問指導	健康増進課						\rightarrow
	3	医療機関と連携した継続支援	健康増進課						\rightarrow
	4	こんにちは赤ちゃん事業	健康増進課						\
	5	乳幼児健康診査	健康増進課						\rightarrow
	6	育児支援家庭訪問事業	子育で・家庭支援課						$\qquad \qquad $
早	7	子育て支援総合相談事業	子育で・家庭支援課						$\qquad \qquad $
期	8	子育てひろば事業	子育で・家庭支援課		拡大				~
発	9	保育所入所時面接·入所後相談	こども課						\
見	10	幼稚園での相談	こども課						$\qquad \qquad \blacksquare$
	11	小・中学校での相談	学校教育課						
	12	スクールソーシャルワーカーによる巡回相談【新規】	子育で・家庭支援課		開始				\uparrow
	13	家庭児童相談	子育で・家庭支援課						\rightarrow
	14	ひとり親家庭自立支援相談	子育で・家庭支援課						$\stackrel{\bigstar}{\longrightarrow}$
	15	地域との連携による早期発見	子育で・家庭支援課	\uparrow	拡大				*
	16	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置・総合相談事業【新規】	社会福祉協議会			開始			\rightarrow
	17	要支援児童生活応援事業	子育で・家庭支援課	開始	拡大				\rightarrow
	18	子ども貧困撲滅支援センター 生活応援事業【新規】	子育で・家庭支援課		開始	拡大			\rightarrow
	19	養育支援員派遣事業	子育で・家庭支援課		拡大				\rightarrow
生	20	「フードバンク とちぎ」と連携した食料支援【新規】	社会福祉協議会	開始			\rightarrow	充 実	\rightarrow
活		どんぐり基金 子育て応援緊急食料等支援事業【新規】	社会福祉協議会	開始			\rightarrow	充 実	\rightarrow
支	22	生活福祉資金(県社協)の貸付	社会福祉協議会						\rightarrow
援	23	緊急生活一時資金(市社協)の貸付	社会福祉協議会						\rightarrow
	24	緊急生活一時資金(市社協)の貸付要件緩和事業【新規】	社会福祉協議会	開始			\rightarrow	充実	\rightarrow
	25	どんぐり基金 子育て応援緊急給付金支給事業【新規】	社会福祉協議会	開始			\rightarrow	充実	\rightarrow
	26	どんぐり基金 ソーシャルワーカー等配置支援事業【新規】	社会福祉協議会	開始			\rightarrow	充 実	\rightarrow
	27	学びの教室【新規】	生涯学習課		開始	拡大			\rightarrow
教	28		学校教育課		開始				\rightarrow
育	29	就学援助(準要保護)	学校教育課						\rightarrow
支	30	奨学金制度	学校教育課						\rightarrow
援	31	中学校による放課後等補習	学校教育課		\rightarrow	拡大			\rightarrow
	32	スクールソーシャルワーカーによる学校と福祉の連携調整【新規】	子育で・家庭支援課		開始				\rightarrow
就	33	生活困窮者の就労支援	福祉課						\rightarrow
労	34	ひとり親家庭の就労支援	子育で・家庭支援課	\rightarrow	充実				\rightarrow
支	٥.	ひとり親家庭自立支援給付金(高等職業訓練促進給付金)	子育で・家庭支援課						\rightarrow
援	日期発見 10 11 12 13 14 15 16 16 17 18 20 21 22 23 24 25 26 27 26 27 28 30 31 32 32 32 32 32 32 32 32 32 32 32 32 32	ひとり親家庭自立支援給付金(教育訓練給付金)	子育で・家庭支援課						
奴	36	児童扶養手当	子育で・家庭支援課						\rightarrow
済	37	ひとり親医療費助成制度	子育で・家庭支援課						\rightarrow
的	38	母子寡婦福祉資金貸付(県)	子育で・家庭支援課						\rightarrow
支	39	ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料助成【新規】	子育で・家庭支援課		開始				\rightarrow
援	40	ひとり親家庭学童保育料助成	こども課						\rightarrow
	41	子ども貧困撲滅支援センター【新規】	子育で・家庭支援課		開始	拡大			\rightarrow
救士	42	スクールソーシャルワーカーによる相談支援【新規】	子育で・家庭支援課		開始				\rightarrow
金 又 備 援	43	子どもをサポートする人材の育成【新規】	子育で・家庭支援課		開始				\rightarrow
• 体	44	地域支援会議【新規】	子育で・家庭支援課		開始				\rightarrow
充制		要保護児童対策地域協議会	子育で・家庭支援課						\rightarrow
実の	46	子どもの貧困撲滅プロジェクト【新規】	子育で・家庭支援課	開始					\rightarrow
		子どもの貧困・虐待防止対策本部会議【新規】	子育で・家庭支援課	開始					\rightarrow
		拡大・・・規模拡大(予算、実施対象等数値化できるもの)の場	•						

拡大・・・規模拡大(予算、実施対象等数値化できるもの)の場合 充実・・・質の向上等により事業内容が充実する場合 開始・・・当該年度から始まる場合

1) 早期発見のための取り組みの強化

貧困の問題は実態が見えにくく、自らSOSを出さずに社会的孤立に陥り、深刻化することも考えられます。早い段階でそのシグナルをキャッチし、必要な支援に迅速につなぐことで問題解決を図ることが重要です。そのためには、子どもが生まれる前から見えにくい貧困状況にある家庭に目を向け、支援の手をさしのべられるよう、関係機関と連携を図りながら早期発見のための施策を講じます。

【施策・事業】

事業名	事業内容	担当
	1.<ハイリスク妊婦の早期発見> (充実)	
	母子保健法第 15 条に基づき母子手帳交付時に提出する「妊娠届	健康増進課
	書」の情報をもとに、ハイリスク妊婦(若年・第5子以上の妊娠・	
	届出週数 22 週以降)にアンケートを実施し、母の健康状態や生活	
	状況の他、経済的不安も発見する機会としています。平成 27 年 4	
	月から市民課での母子手帳交付分を健康増進課で交付し、アンケー	
	トを基に、保健師による面接相談を行ない、支援が必要な妊婦(家	
	庭)の早期発見及び支援に努めます。	
	2.<妊産婦訪問指導>	
	「妊産婦・新生児連絡票」により申し込みのあったものや、「妊婦健	健康増進課
	康診査」により訪問指導の指示のあったもの等を対象に、助産師ま	
	たは保健師が訪問指導を行い、家庭での状況を見ながら、母子の健	医冰垣 医床
	康状態や生活状況の確認、不安・悩みの訴えに対する助言などを行	
	ないます。	
早期発見	3. 〈医療機関と連携した継続支援〉	健康増進課
	継続的な支援が必要な乳幼児・妊産婦・産褥婦や家族に対して、	
	医療機関からの情報提供・依頼により、本人同意の上、市と医療機	
	関が相互に情報交換し、円滑な社会生活が送れるよう支援します。	
	4.くこんにちは赤ちゃん事業>	
	生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や	
	悩みを聞き子育てに関する情報提供を行います。訪問時に児の状	健康増進課
	況・養育者の状況・養育環境(経済状況含む)等の把握を行い、支	
	援が必要な家庭に対し適切なサービスの提供につなげることで虐待	
	の未然防止を図ります。	
	5.<乳幼児健康診査>	
	乳幼児期の節目の時期(4~6ヶ月児・9ヶ月児・1歳6ヶ月児・	健康増進課
	3歳児) に児の発達状況や保護者の養育状況、悩み等確認し、保健師	
	による継続的な支援や関係機関との連携支援につなげます。	

-			
	6.<育児支援家庭訪問事業>		
	養育支援が必要でも、相談に来られない家庭の親子を対象に保育		
	士等の資格を持つ「育児支援家庭訪問員」が訪問し、相談に応じま	支援課	
	す。生活困窮等の状況を把握した場合、関係機関につなげます。		
	7. <子育て支援総合相談事業>		
	子育て支援相談室ほほえみにおいて、年末・年始を除く 359 日、		
	保育士等の資格を持つ子育て支援総合相談員が、個々の子育て家庭	子育て・家庭 支援課	
	に応じた情報提供や相談に応じます。経済的困窮の相談については	又」及「小	
	関係機関につなげます。		
	8. 〈子育てひろば事業〉 (拡大)		
	主に未就園児の子育て家庭の親と子が気軽に集い、親子のふれあ		
	いあそびの実施、子育てに必要な情報提供等により、親の元気回復、		
	育児不安の解消と育児負担の軽減を図ります。		
	子育て支援総合センター内の常設のひろばの他、特設の子育てひ	子育て•家庭	
	ろばを各地区8か所で開設。経済的状況を含む生活状	支援課	
	況で支援を要する場合は関係機関につなげます。		
	指標 現状 (H26) 目標値(H27)		
	子育てひろばの開設数 特設 7か所 特設 8か所		
	9.〈保育所入所時の面接・入所後相談〉		
早期発見	保育所入所面接時及び入所後において家庭状況の聞き取り、児童	こども課	
	の観察を行ない、児童虐待や家庭の貧困問題等を発見した場合は、速 やかに子育て・家庭支援課等に通告・相談し問題の解決を図ります。		
	10.<幼稚園での相談>		
	幼稚園での相談/ 幼稚園において家庭状況の聞き取り、児童の観察を行ない、児童		
	虚待や家庭の貧困問題等を発見した場合は、速やかに子育で・家庭	こども課	
	支援課等に通告・相談し問題の解決を図ります。		
	11.〈小・中学校での相談〉		
	学校の児童・生徒の状況により、必要な場合は担任や養護教諭、		
	スクールカウンセラー、生活相談員、心の教室相談員等により面接	学校教育課	
スクールカワフセラー、主活相談員、心の教室相談員等により面: を行い、貧困問題等を発見した場合は、子育て・家庭支援課と連			
を図ります。			
	12.<スクールソーシャルワーカーによる巡回相談> (新規)		
	支援し解決に結びつけるため、学校と福祉関係機関との連絡調整役	子育て・家庭 支援課	
	であるスクールソーシャルワーカーを配置し、巡回による相談を行		
	います。		
L			

	13.<家庭児童相談>		
	O~18 歳未満の子どもとその家庭を対象に虐待相談、養護相	談、 子育で・家庭	
	障がい相談、非行相談、育成相談とともに、貧困状況にある家園	正の 丁月 C・多庭 支援課	
	相談に応じ、スクールソーシャルワーカーと連携を図りながら、必		
	要な支援制度についての助言や援助を行います。 14.くひとり親家庭自立支援相談>		
	ひとり親家庭の保護者の相談に、母子自立支援員兼婦人相談員	員が 子育て・家庭	
	応じ、個々の家庭の実状に応じた自立支援プログラムを策定しE	自立 支援課	
	に向けた支援を行います。		
	15.<地域と連携による早期発見>		
	民生委員児童委員、地区社協、自治会等、地域からの支援を関	要す 子育て・家庭	
	る家庭の連絡により、ソーシャルワーカーや家庭相談員が相談に	こ応 支援課	
	じ必要な支援制度につなげます。		
	16.<コミュニティソーシャルワーカー (CSW) の配置・総合	à	
	相談事業>(新規	規)	
	貧困や虐待をはじめとする複雑・多様な課題を抱える要支援t	世帯	
	を積極的に発見し、その家庭の日常生活圏域の中で継続的に見る	守り	
	や支援を行っていけるよう、各公民館単位にコミュニティソーシ	シャ	
	ルワーカー(CSW)を配置し、生活全般や福祉に関する総合村	目談	
早期発見	事業を実施します。		
	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)が常に地域の中で	で活	
	動することで、自治会、民生・児童委員、地区社協といった地域	或の	
	団体との連携を密にし、地域のネットワークづくりに取り組みな	なが	
	ら、子ども貧困撲滅支援センターやスクールソーシャルワーカー	·(S 社会福祉協	
	SW)とともに、地域での子育てを支援していきます。	議会	
	指標 現状 (H26) 目標値(H31)]	
	コミュニティソーシャ	1	
	ルワーカー(CSW)の O 11か所		
	*参考		
	H28年度(3カ所)・・・小山地区(2カ所)、大谷地区		
	H29年度(5カ所)・・・間々田地区、桑地区		
	H3O年度(6力所)・・・豊田地区		
	H31年度(11カ所)・・絹地区、生井地区、寒川地区、		
	穂積地区、中地区		

2) 生活支援の充実

生活困窮により、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持に影響を及ぼしたり、社会 的孤立を深刻化させることのないよう、個々の状況に応じた支援が必要です。

支援を要する子どもを対象とした居場所づくり、望ましい生活習慣や食育の支援、保護者の子育てと就業の両立支援、特にひとり親家庭の日常生活支援や育児支援等に取組みます。

また、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の食料支援や生活をつなぐための支援の充実を図ります。

【施策・事業】

事業名		事業内容		担当
	17.〈要支援児童生活応知 親が子どもを適切に育 困等の状況にある小中学 後その地域において安心 保護者の子育てを補完し 入浴、宿題等の学習支援 指標 要支援児童生活応援 事業開設数	てられない養育放棄 生の要支援児童に居 できる大人とのふれ ます。また、簡単な話	居場所を提供し、放課 いや交流を図り、 問理活動や整理整頓、	子育て・家庭 支援課
生活支援	18.く子ども貧困撲滅支持 各公民館で実施予定のい、望ましい食習慣の形態を行うとともに、生活 浴等の支援を要する場合につなげます。 指標 生活応援事業実施 施設数	学習支援と併せて、 成を促します。また 支援が必要な子ども	簡単な調理活動を行 、必要に応じ送迎支 を把握し、洗濯や入	子育て・家庭 支援課
	19.〈養育支援員派遣事 経済的に困窮している 等を利用できない育児負遣し、家事支援や育児支指標 養育支援員派遣回数	子育て家庭で、有償 担を抱えている家庭		子育て・家庭 支援課

20.く「フードバンクとちぎ」と連携した食料支援> (新規) 小山市内において食品ロスの軽減と貧困問題の解消に取り組 んでいる民間支援団体「フードバンク とちぎ」と連携し、生活 困窮世帯に対して食品等を提供することで、世帯の安全・安心な 生活を確保するとともに、子どもの健やかな成長を支援すること を目的として実施するものです。 社会福祉協議 緊急生活一時資金貸付等の相談者や、関係機関・団体、市民か 会 ら寄せられる貧困世帯に関する相談を受け、関係者と連携を図り ながら支援を行っていきます。 指標 現状 (H26) 目標値(H30) フードバンクとちぎ 連携支援体制 開始 と連携した食料支援 強化 21.くどんぐり基金 子育て応援緊急食料等支援事業>(新規) 市民からの善意の寄付金であるどんぐり基金を活用して、緊急 かつ一時的に生計の維持が困難な状況に陥った世帯に対し、食料 等購入費(助成金)を支給することで、世帯の安全・安心な生活 生活支援 を確保するとともに、子どもの健やかな成長を支援することを目 社会福祉協議 的として実施するものです。 会 助成内容としては、対象世帯に対して、食料や生活用品等の購 入費として1回あたり5,000円、年2回までを限度に、助成 金を支給するものです。助成金の使用内容を領収書等で確認し家 計指導も行いながら、関係機関と連携し支援を行っていきます。 22. 〈生活福祉資金(県社協)の貸付〉 低所得世帯、身体障がい者世帯、失業などにより生活が困難な 世帯を対象に、世帯の経済的自立と生活意欲の助長を図ることを 社会福祉協議 目的に、県社協が実施主体となり実施する貸付事業です。 小山市社協では、貸付の窓口、予備審査、償還指導などの事務 を行うものですが、貧困世帯や行政など関係機関からの相談に対 し適切な助言・指導を行うことで、世帯の自立に向けた支援を行 っていきます。 23. 〈緊急生活一時資金(市社協)の貸付> 低所得世帯で他から借受けることの困難な世帯に対し、緊急一 時的な生活費の貸付を行うことで、世帯の経済的自立と生活意欲 社会福祉協議

貸付額は、原則として 10,000 円以内で、連帯保証人を立て

会

の助長を図ることを目的として実施するものです。

た場合には20,000円まで可能です。

	24. <緊急生活一時資金(市社協)の貸付要件緩和事業>(新規)		
	緊急生活一時資金(市社協)の貸付について、貸付に必要な		
	保証人要件を緩和することにより、緊急一時的に生計の維持が困		
	難な状況に陥った世帯に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図		
	り、児童の健やかな成長を支援することを目的として実施するも	社会福祉協議	
	のです。	会	
	貸付額は、原則として 10,000 円以内とし、連帯保証人を立		
	てた場合は 20,000 円までとしていますが、世帯の救済のため		
	に必要と思われる場合には、保証人を立てずに 20,000 円まで		
	の貸付を行います。		
	25. < どんぐり基金 子育て応援緊急給付金支給事業 > (新規)		
	市民からの善意の寄付金であるどんぐり基金を活用して、止む		
	を得ぬ事情により生計の維持が困難な状況に陥った世帯に対し、		
	子育て応援緊急給付金(給付金)を支給することで、世帯の安全・		
	安心な生活を確保するとともに、自立に向けての支援を行うこと	社会福祉協議	
	を目的として実施するものです。	会	
	給付金は、対象世帯に対して、1回あたり 20,000 円を限度		
生活支援	に、原則として1回限り支給するものです。単に現金を給付する		
	のではなく、関係機関と連携を図りながら、自立に向けた支援の		
	一環として実施していきます。		
	26.<どんぐり基金 ソーシャルワーカー等配置支援事業>		
	(新規)		
	市民からの善意の寄付金であるどんぐり基金を活用して、貧困		
	の状況にある世帯への相談・支援業務に専門的に携わるソーシャ		
	ルワーカーの配置に係る費用を負担することにより、児童と世帯	 社会福祉協議	
	への相談・支援体制の充実を図り、次代を担う子どもの健やかな	会	
	成長を地域全体で支援する体制づくりを推進することを目的と		
	して実施するものです。		
	小山市や小山市社協において配置するソーシャルワーカーの		

費用について、どんぐり基金の設置目的に沿ったかたちで適正な

負担を行っていきます。

3)教育支援の充実

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的に対策を推進することが求められています。学校教育、生涯学習、福祉、地域の連携による教育の支援、就学の援助、生活困窮者自立支援事業等に取組みます。

【施策・事業】

事業名	事業内容		担当		
	27.<学びの教室>		(新規)		
	各地区公民館の図書	室等を利用して中学	生を対象に、公民館		
	に配置されている社会教育指導員と地元教員OB、さらには各				
	学校の地域連携教員と	連携して学習支援に	取り組みます。	生涯学習課	
	指標	現状 (H26)	目標値(H28)		
	学びの教室実施	О	5 5 か所		
	施設数				
	28. 〈子ども貧困撲滅等		(新規)		
	経済的に困っている			学校教育課	
	どに取り組めるようタ	ノレット PC 寺を整	偏しまり。		
	29. <就学援助(準要係	呆護)>			
	経済的に困っている	小・中学生に学用品	費、給食費、就学旅	学校教育課	
行費などを援助します。 教育の支援					
	30.〈奨学金制度〉			光花茶花田	
	経済的に困っている高校生~大学生に奨学金を貸与します。			学校教育課	
	31.<中学校による放記	果後等補習>	(拡大)		
	中学3年生を対象と	する高校進学向け	の補習を朝または放		
	課後等を利用して実施	します。		 学校教育課	
	指標	現状 (H26)	目標値(H28)		
	放課後等補習実施	 6校	11校		
	校				
	32.くスクールソーシー	ャルワーカーによる			
	調整>(新規)			子育て・家庭	
	貧困状況にある子どもを、公民館を単位とした学習支援や就			支援課	
	学援助等の支援に円滑	につなさまり。			

4) 就労支援の充実

保護者の就労支援は、労働によって一定の収入を得て生活の安定を図るうえで重要です。 また収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って子どもと接する時間を確保することや、 保護者が働く姿を子に示すことにより子どもが労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連 鎖を防止する上で大きな教育的意義があり、保護者の就労支援の充実が求められています。

生活困窮者やひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活状況や就業への意欲等の個々の状況により、自立に向けた相談や学び直しの支援、仕事と子育ての両立のための支援等により就労支援を推進します。

【施策・事業】

事業名	事業内容	担当
	33.<生活困窮者の就労支援> 従来、生活保護世帯の就労支援を実施してきたものを、対象範囲をひろげ、生活困窮の相談者に対し、就労支援を実施します。	福祉課
	34.くひとり親家庭の就労支援> (拡大) ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、生活状況や就業への意欲等の状況をお聞きしながら自立支援プログラムを策定し、資格取得促進のための事業の紹介やハローワークと連携し就労支援を行います。	子育て・家庭 支援課
就労支援	35.〈ひとり親家庭自立支援給付金 高等職業訓練促進給付金〉 就職に結びつきやすい各種資格(看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等)を取得するための養成機関に修学する市内在住のひとり親家庭の母及び父に対し、修学期間中における生活費の負担軽減を図る為、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を支給します。 〈ひとり親家庭自立支援給付金 教育訓練給付金〉 ひとり親家庭の母及び父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、ひとり親家庭の母及び父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的として、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等の就業に結びつく可能性の高い講座を受講した場合に、対象者が受講の為に支払った費用の一部を教育訓練給付金として支給します。	子育て・家庭 支援課

5)経済的支援の充実

経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付け、子どもの貧困対策を進めるに当たっては、生活保護や各種手当などの給付や貸与、支援サービスを組み合わせて提供し、子どもの貧困対策の重要な条件として確保していく必要があるといわれています。経済的支援が必要な家庭に、個々の状況に応じて円滑に各種サービスの提供ができるよう努めます。

【施策・事業】

事業名	事業内容	担当		
事業名	36.〈児童扶養手当〉 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を目的とするものです。本手当は、支給要件に該当する児童を監護している母、監護し、かつ生計を同じくする父、又は父母に代わって養育している者に対して支給されます。			
	37.くひとり親医療費助成制度> ひとり親家庭の親と子に対し、医療費の保険適用分を助成することにより、その心身の健康の向上を図り、もってひとり親家庭の福祉を増進することを目的とします。対象者は、満 18 歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している配偶者のない方とその児童。所得制限があります。	子育て・家庭 支援課		
経済的支援	38. 〈母子寡婦福祉資金貸付(県)〉 平成26年10月から法改正により、父子家庭も対象となり、 ひとり親家庭の経済的自立とその扶養する子の福祉の増進を図る ため、修学資金等の各種資金を貸付します。 申請については窓口が市となります。	子育で・家庭 支援課		
	39.〈ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料助成〉 (新規) ひとり親家庭の方がファミリー・サポート・センターに登録し、相互援助活動を利用した場合に、その利用料の半額(上限有)を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、育児と仕事の両立を支援します。 指標 現状(H26) 目標値(H27) ひとり親家庭ファミサポ利用料助成			
	40.くひとり親家庭学童保育料助成> ひとり親医療費助成制度の要件を満たし、月額登録により学童保育を利用するひとり親家庭の保護者に対して、学童保育料を助成します。			

(6) 支援体制の整備・充実

子どもの貧困対策を総合的に推進するためには、地域における多様な関係者や関係機関との連携・協力を得ながら、地域の実状に即した効果的な施策に取組む事が重要です。そのため、地域を基盤としたネットワークを構築し、学校、地域、行政が一体となり子どもの貧困対策を推進します。

【施策・事業】

事業名	事業内容		当
	41.〈子ども貧困撲滅支援センター〉 (新規) 貧困状況にある家庭の子どもを早期発見し、必要な支援を円滑 に提供することで改善できるよう、子ども貧困撲滅支援センター を設置し、スクールソーシャルワーカーによる相談・支援に応じ る他、人材育成、地域支援会議の開催等を行うとともに、生活や 就労等の相談、学習支援や生活支援を行います。 指標 現状(H26) 目標値(H28) 子ども貧困撲滅支援 センター設置施設数 O 5か所	子育て支援課	• 家庭
支援体制の 整備・充実	42. 〈スクールソーシャルワーカーによる相談支援〉 (新規) 見えにくい貧困の問題を発見し、早期に福祉制度につなげ家庭を支援し解決に結びつけるため、学校と福祉関係機関との連絡調整役であるスクールソーシャルワーカーを配置します。巡回等により面接相談を行い、必要な支援に円滑につなげます。 指標 現状 (H26) 目標値(H27) スクールソーシャルワーカーの設置 0 2名	子育て支援課	• 家庭
	43.く子どもをサポートする人材の育成> (新規) 要支援児童生活応援事業に参加する子どものサポートや事業 に参加を促すための声かけ、同行支援を行う人材の養成講座を開催し、子どもをサポートする人材の組織づくりを進めます。	子育て 支援課	• 家庭
	44. <地域支援会議> (新規) 貧困状況にある家庭の子どもを早期発見し、個々の状況に応じ た地域の支援体制が組めるよう、各公民館単位で「地域支援会議」 を開催します。 会議の中で、事例検討による支援方法の検討や地域の支援者間 の情報交換を行い、ネットワークづくりを進めます。	子育て支援課	• 家庭

	45.〈要保護児童等対策地域協議会〉	
	貧困状況にある家庭は、経済的な問題だけでなく様々な問題が	
	絡み合うことも多いため、関係機関とのネットワークを強化し対	子育て・家庭
	応することが必要です。要保護児童対策地域協議会を活用し、児	支援課
	童福祉法第25条の2の規定に基づく要保護児童、要支援児童、	
	特定妊婦及びDVの被害者への適切な保護又は支援を図ります。	
	46.<子どもの貧困撲滅プロジェクト> (新規)	
支援体制の	子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右され	子育て・家庭
整備•充実	ることのないよう、子どもの貧困・虐待対策の推進をはかり、	支援課
	小山市子どもの貧困・虐待防止対策本部(No.47)を補佐します。	
	47.<子どもの貧困・虐待防止対策本部会議> (新規)	
	貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備す	子育て・家庭
	る等、総合的な貧困虐待対策の推進をはかるため、小山市子ども	支援課
	の貧困・虐待防止対策本部会議を開催します	

【子どもの貧困支援ネットワークイメージ】

小・中学校 幼稚園 保育所

児童相談所

健康福祉センター 医療機関 警察等

地域支援会議

支援計画の調整 支援方針の決定 地域の課題の共有 対策の協議

地区社協 民生委員 児童委員 自治会等

医療機関 警察等 教育委員会関係課 保健福祉部関係課 等





子育て・家庭支援課

子どもの貧困相談支援の総合窓口

- (1) 18歳までの子どものいる家庭 の生活・養育・就労相談
- (2) SSW による巡回相談(学校・ 幼稚園・保育所)
- (3) 要支援児童生活応援事業
- (4) 子どもサポーター養成講座
- (5) 地域支援会議

子ども貧困撲滅支援センター 公民館単位

H27~ 中央 大谷

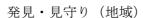
間々田 H28~ 桑

C SW配置 H28 小山地区 (2箇所)・大谷 H29 間々田・桑 H30 豊田

- (1) 公民館単位の学習支援事業
- (2) #生活応援事業 (調理活動)
- (3) SSW による相談

社会教育指導員・地域連 携教員・地元教員 OB・ SSW・民生委員児童委 員・子どもサポーター等





小・中学校 幼稚園 保育所 学童保育クラブ 児童センター 子ども会育成会 民生委員児童 委員 自治会 NPO 等 相談・支援 市の各種事業 福祉制度 NPO 民間の支援 等

第5章

計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、行政、教育・保育施設関係者その他子育でに関わる関係団体・機関が相互に連携し、協働して子育で支援に関わる取り組みを積極的に進めます。

また、本計画の具現化のためには、行政・家庭・学校・地域・企業が密接な連携を図 り、それぞれに適切な役割と責任を果たすことが期待されます。

(1) 市の役割

市は、幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を総合的に実施する主体となり、子どもの最善の利益の実現を念頭に、質を確保しながら、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施していきます。

(2) 家庭の役割

子育てにおいては、保護者が、家庭の中のみならず、地域の中で、男女共に、保護者 同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参加していこうという意識を持つこ とも重要です。家庭、地域、施設等子どもの生活の場を連携させ、地域コミュニティー の中で子どもが育むことが必要です。

(3) 認定こども園・幼稚園・保育園(所)・学校等の役割

認定こども園・幼稚園・保育園(所)・学校等は、専門的知識や技術・施設を活用して、 子どもたちの生きる力と豊かな心を育む教育・保育の充実に努めるとともに、施設開放 や地域の住民参加により地域社会と協調連携し、地域における子育て支援の中核的な役 割を担うことが期待されます。

(4)地域の役割

地域にとって子どもは、次代を担うかけがえのない「宝」であるという認識のもと、 地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することが重要です。日頃から各種地域 団体間の連携を強め、世代間交流を図るとともに、子どもの健全育成に関する活動を積 極的に推進することが期待されます。

(5)企業の役割

子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の 是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職 場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)が 図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

2 計画の点検・評価などの進捗管理

計画の推進にあたっては、各年度において計画に基づく施策の実施状況を把握・点検 し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。 本計画では、関連各課による施策・事業に関する事務事業評価を行うとともに、PD CAサイクル(計画-実施-評価-改善検討)による効率的な行政運営を目指していき ます。

また、「小山市子ども・子育て会議」において計画の実施状況の点検・評価について 審議し、市民の意見を反映させてまいります。

資料編

1 小山市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の 規定に基づき、子ども・子育て支援に関する審議機関として、小山市子ども・子育て会議(以 下「子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。
 - (1) 法第27条第1項の特定教育・保育施設の利用定員の設定に際し市長が行う意見聴取に対する意見を述べること。
 - (2) 法第29条第1項の特定地域型保育事業の利用定員の設定に際し市長が行う意見聴取に対する意見を述べること。
 - (3) 法第61条第1項の規定に基づく小山市子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に際し市長が行う意見聴取に対する意見を述べること。
 - (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

- 第3条 子育て会議は、15人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。
 - (1) 市議会議員
 - (2) 子どもの保護者
 - (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (4) 学識経験を有する者
 - (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 子育て会議に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 子育て会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 2 子育て会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 子育て会議は、特に必要があると認めるときは、子育て会議の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 小山市子ども・子育て会議委員名簿

(平成 26 年度)

No.	区分	団体等名	氏 名	備考
1	市議会議員	小山市議会	青木 美智子	
2	11	小山市議会	福田 幸平	
3	子どもの保護者	小山市PTA連合会	山中 由起	
4	11	 小山市幼稚園PTA連合会 	井上 由貴子	
5	11	小山市私立保育園保護者会	松本 有希	
6	子ども・子育て支 援関係事業者	小山市幼稚園連合会	小野瀬 隆久	
7	11	小山市私立保育園協議会	小井 千代子	
8	11	 小山市学童保育クラブ連合会 	齋藤 好子	
9	11	認定こども園対策委員会	平野 章雄	
10	11	小山市校長会	長谷川 一	
11	学識経験者	白鷗大学	川瀬善美	会長
12	その他	小山市自治会連合会	齋藤 榮一	
13	11	小山市民生委員児童委員協議会	望月晨子	
14	11	栃木県県南健康福祉センター	森川 博夫	
15	11	小山市副市長	宮嶋誠	副会長

(敬称略•順不同)

3 小山市子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条の規定に基づく小山市子ど も・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)の策定に資するため、小山市子ども・ 子育て支援事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、事業計画の策定に関し必要な事項について調査検討する。 (組織等)

- 第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。
- 2 委員長には市長、副委員長には副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

- 第5条 委員会の所掌事務を補佐するため、小山市子ども・子育て支援事業計画策定委員会 幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。
- 2 幹事会は、別表第2に掲げる幹事をもって組織する。
- 3 幹事会に会長及び副会長を置き、会長には保健福祉部長の職にある者をもって充て、副 会長は幹事の中から会長が指名する。
- 4 幹事会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 5 幹事会は、特に必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係者の出席を求め、その 意見を聴くことができる。
- 6 幹事会は、その会議、活動等の経過、結果等を委員会に報告するものとする。 (庶務)
- 第6条 委員会の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定

める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、事業計画が策定されたときにその効力を失う。

附 則(平成26年3月31日規程第12号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

市長 副市長 企画財政部長 総務部長 市民生活部長 保健福祉部長経済部長 都市整備部長 教育部長

別表第2(第5条関係)

保健福祉部長 企画財政部企画政策課長・財政改革課長 総務部行政経営課長・男女共同参画課長 市民生活部市民生活課長 保健福祉部福祉課長・こども課長・子育て・家庭支援課長・健康増進課長 経済部農政課長・商業観光課長・工業振興課長 都市整備部都市計画課長 教育委員会事務局教育総務課長・学校教育課長・生涯学習課長

4 小山市子ども・子育て支援事業計画策定経過

年 月 日	事項
平成 25 年	第 1 回小山市子ども・子育て会議
8月19日	議題:子ども・子育て支援事業計画及びニーズ調査について
11月1日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査実施
~11月22日	丁Cも・丁目(文版事業に関する二一人調直美肥
平成 26 年	第3回小山市子ども・子育て会議
3月26日	議題:子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果報告
	第1回小山市子ども・子育て支援事業計画策定委員会・幹事会合同会議
5月22日	議題:①子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果報告
	②子ども・子育て支援事業計画(構成案)について
6月3日	第4回小山市子ども・子育て会議
07300	議題:子ども・子育て支援事業計画(構成案)について
8月18日	第2回小山市子ども・子育て支援事業計画策定委員会幹事会
	議題:子ども・子育て支援事業計画(計画の推進方策)について
8月20日	第2回小山市子ども・子育て支援事業計画策定委員会
0,120	議題:子ども・子育て支援事業計画(計画の推進方策)について
8月29日	第6回小山市子ども・子育て会議
0,3202	議題:子ども・子育て支援事業計画(計画の推進方策)について
10月3日	第7回小山市子ども・子育て会議
. 3,3 5 2	議題:子ども・子育て支援事業計画(素案)について
10月24日	第3回小山市子ども・子育て支援事業計画策定委員会幹事会
, 3	議題:子ども・子育て支援事業計画(素案)について
11月12日	第3回小山市子ども・子育て支援事業計画策定委員会
, 3	議題:子ども・子育て支援事業計画(素案)について
12月15日	第8回小山市子ども・子育て会議
	議題:子ども・子育て支援事業計画(素案)について
平成 27 年	 パブリック・コメントの実施
2月2日	1 名の方から 3 件の意見が提出
~2月20日	
	第9回小山市子ども・子育て会議
3月2日	議題:子ども・子育て支援事業計画(案)について
	(パブリック・コメントの結果について)

5 パブリック・コメントの結果概要

市では、「小山市子ども・子育て支援事業計画(案)」について市民の意見を募集するため、 平成27年2月2日から2月20日にかけてパブリック・コメントを実施しました。その結果3件の意見が寄せられましたので、その要旨と市の考え方について以下に記載します。

ご意見の要旨及び市の考え方

意見の要旨 市の考え方

○結婚活動応援事業について

(1)出会いの場の提供について、「安価なデートクラブ」のようなものになってないか危惧される。 事業実施・委託契約する際に、一定以上の成果をあげることができるよう、具体的な数値目標を定め、受託者への公費支出においては、運営経費に婚姻数に対し加算するなど、積極的に婚姻数を増やす仕組みづくりなど、具体的な取り組みをお願いしたい。 (1)現在、市では出会いの場を市で開催しており、そのメリットの一つは、若者が安心して参加できることがあげられると考えております。積極的に婚姻数を増やす仕組みづくりとしては、結婚を希望する方同士を紹介することができる小山市婚活サポーター認定事業の導入を検討しております。

(2) 親世代と同居の既婚者や初等教育・中等教育を受けているこどもがいる家族では、住宅事情から夫婦関係が営めず、こどもを授かりにくいことがあるのではないかと考える。そのような環境では、こどもは人工的な方法によるものでしか増えないという生命体としての基本的なことがあるので、行政としてタブーとするのではなく、施策展開の検討をしていただきたい。

(2)少子化が進行している現在、市においても不妊治療費助成や不育症治療費助成をおこなっております。ご意見ありがとうございました。今後の参考とさせていただきます。

○オレンジリボン活動について

初等教育年齢層以下に対する傷害致死事件等痛ましい事件が市内外・県外を問わず起きてしまった場合、「オレンジリボン発祥のまち・小山市長」名で報道機関に対し、意見表明を続けていくことが、小山市、ひいては国内世論の形成のために、小山市の取り組みが国内における重要な位置づけになることができると考える。市内における意見醸成もでき、児童虐待の抑制効果がさらに期待できる。いろいろな施策展開の核としてオレンジリボン活動の位置づけとすることが可能ではないかと考える。

本市は児童虐待防止のためにおやま生まれのオレンジリボン・キャンペーン事業として、積極的に取り組んでおり、講演会や市民へのリボン配布、オレンジリボンたすきリレーを開催する他、県内他市や県外にもオレンジリボンのたすきを繋ぎ、報道機関へも周知しております。さらにおやま生まれのオレンジリボンを施策展開の核として広く啓発をしてまいります。

6 おやま生まれのオレンジリボンキャンペーンソング



♪まあるいこころ♪

作詞 佐久間 レイ 作曲 佐田 詠夢

※おおきな手 ちいさな手 みんな つないで まるい輪になろ おおきな手 ちいさな手 たたいてごらん こころ ひとつになる※

ちいさな手のひらに 初めてふれた あのとき よろこびと 不安と 愛しさがあふれてきた あなたの手がふれた すべてのものが輝く 木の実も 石ころも 何気ない毎日さえも・・・

手をつなごう どんな時も けんか した時でも ホラ 心もつながるよ 「ごめんね だいすきよ」

ララララ ※を繰り返す

手をつなごう どんな時も さみしい時でも ホラ 心がまあるくなる ひとりじゃないんだね

ララララ
△おおきな手 ちいさな手
空に向かって広げてみよう
おおきな手 ちいさな手
おひさま浴びて ほらね 輝いてる∠

あなたの道を歩き出すその時 私の手を離れ 羽ばたいてゆく・・

ララララ △を繰り返す ラララララ ラララララ・・・・・・



おやま生まれのオレンジリボンキャンペーンソング「まあるいこころ」は、未来を担う子ども達への愛しみ、親子の絆や温もりを感じさせる楽曲です。

この歌は、子育てに悩む親を支え、未来ある子ども達に捧ぐ応援歌として、児童虐待防止の象徴として全国に広まった「おやま生まれのオレンジリボン」同様に、子どもも大人も口ずさんでいただけるマイソングとして広まることを願っています。



小山市 子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月発行

発 行 小山市

編 集 小山市 保健福祉部 こども課

〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号(小山市保健福祉センター2F)

TEL 0285-22-9604 FAX0285-22-9670

市ホームページ https://www.city.oyama.tochigi.jp/